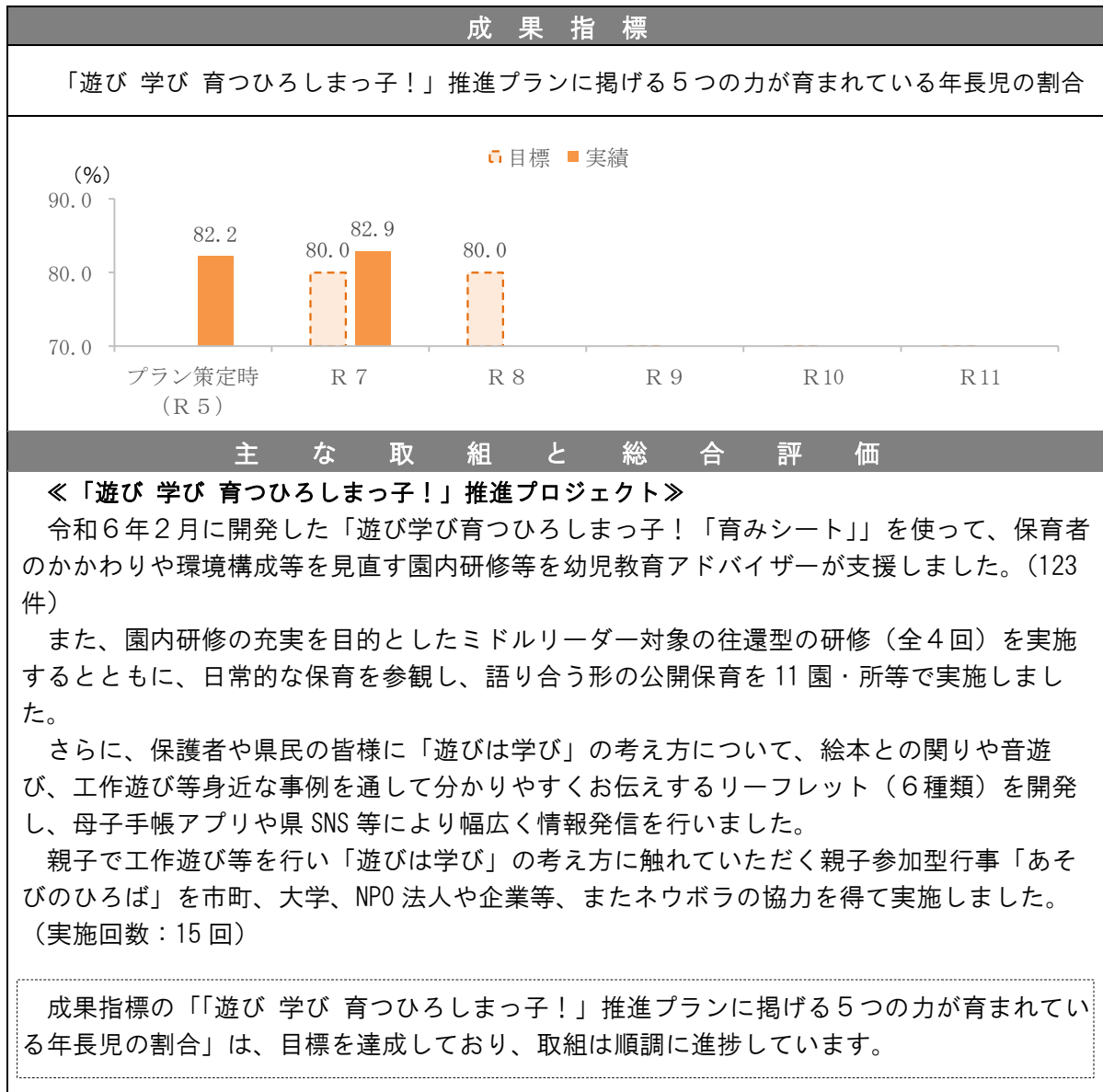


乳幼児期の質の高い教育・保育の推進

柱 1

- (1) 乳幼児期の教育・保育の充実
(2) 家庭教育を支援する環境の整備

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
【乳幼児期の教育・保育の充実】 ▶ 幼児教育アドバイザーによる園・所等への指導・助言や子供理解に基づく評価の実施等を通じて、乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むことで、「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる 5 つの力（「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」）が子供たちに育まれ、小学校以降の教育の基礎が培われています。 ▶ また、幼保小連携・接続を進めることで、子供の育ちと学びを円滑につなぐ教育活動が実践され、小学校へ入学した子供が安心感をもって登校でき、主体的な学びに向かっています。 【家庭教育を支援する環境の整備】 ▶ 生活に身近な場やネウボラ拠点における家庭教育支援ボランティアによるイベントや、親子と一緒に遊ぶことで「遊びは学び」を体験する機会を通じて、保護者が「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について共感的な理解を深めることで、子育てに対する安心感が醸成されています。	▶ 「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランに掲げる 5 つの力が育まれている年長児の割合は 82.9%となっており、幼児教育アドバイザーによる園・所等への指導・助言や、「遊び学び育つひろしまっ子！」「育みシート」を使った園・所内研修を支援する等、乳幼児期の教育・保育の充実に取り組むことにより、小学校以降の教育の基礎が培われつつあります。 ▶ 幼保小連携・接続の取組が主体的な学びの授業改善につながると肯定的に捉えている小学校長の割合は 92.4%となっており、また実際の授業改善につながっていると回答した割合は 74.3%となっており、子供の主体的な学びを実現するための環境づくりが進んでいます。 ▶ 「遊びは学び」を理解できたと回答した保護者の割合は 98.8%となっており、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方についての共感的な理解が進んでいます。



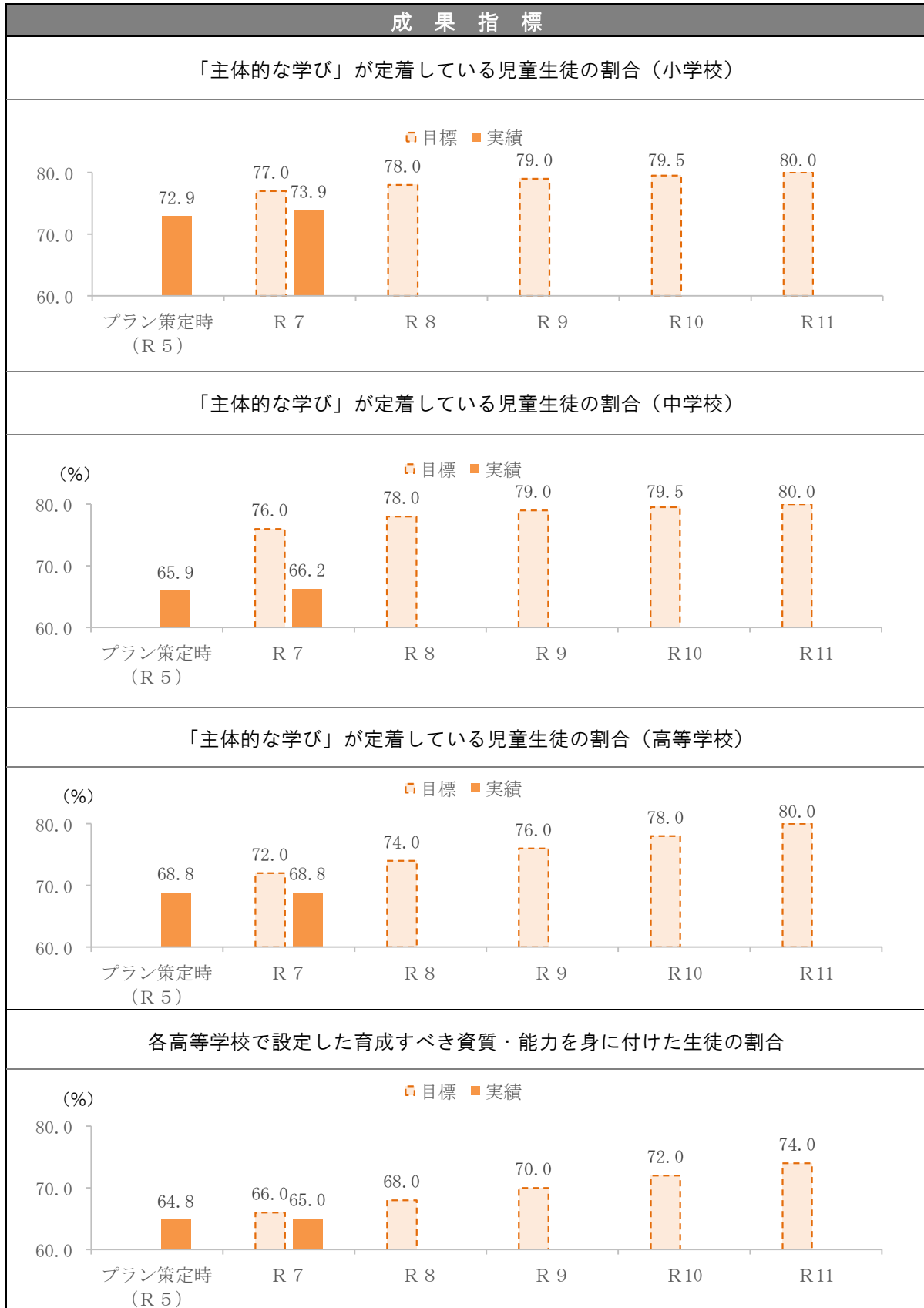
社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

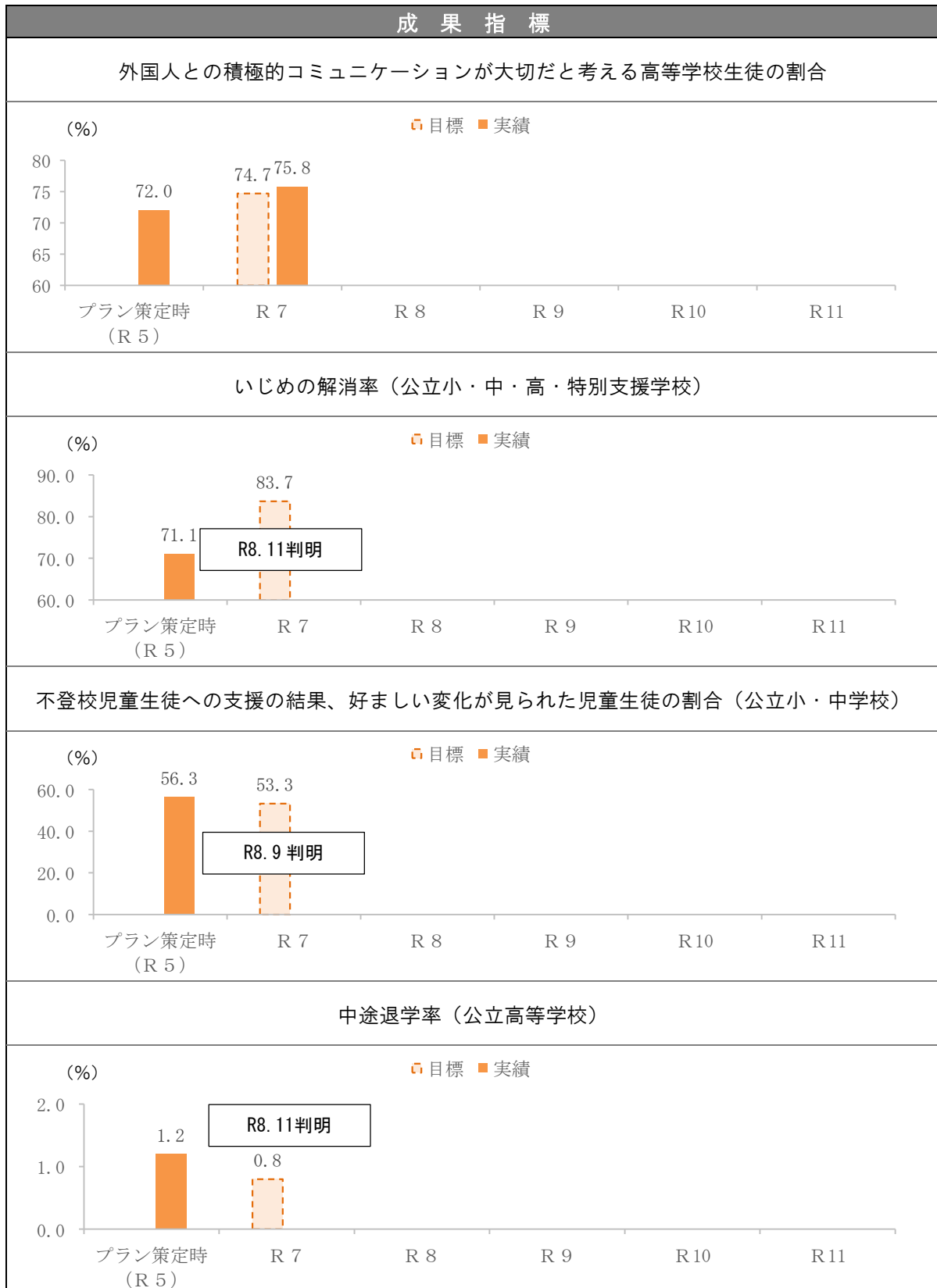
柱2

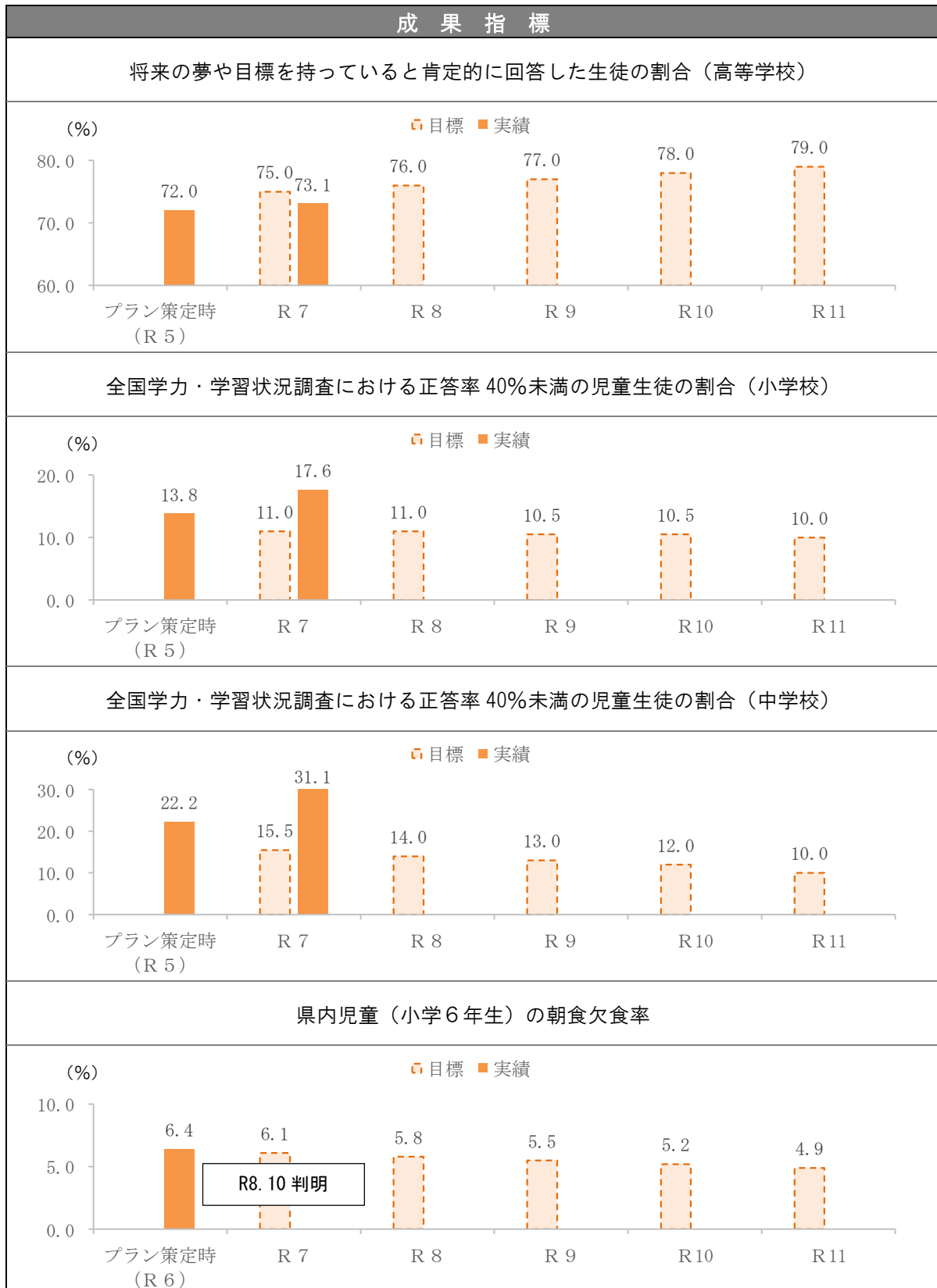
- (1) 主体的な学びを促す教育活動の推進
- (2) 生徒指導及び教育相談体制の充実
- (3) キャリア教育・職業教育の推進
- (4) 学びのセーフティネットの構築
- (5) 子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立

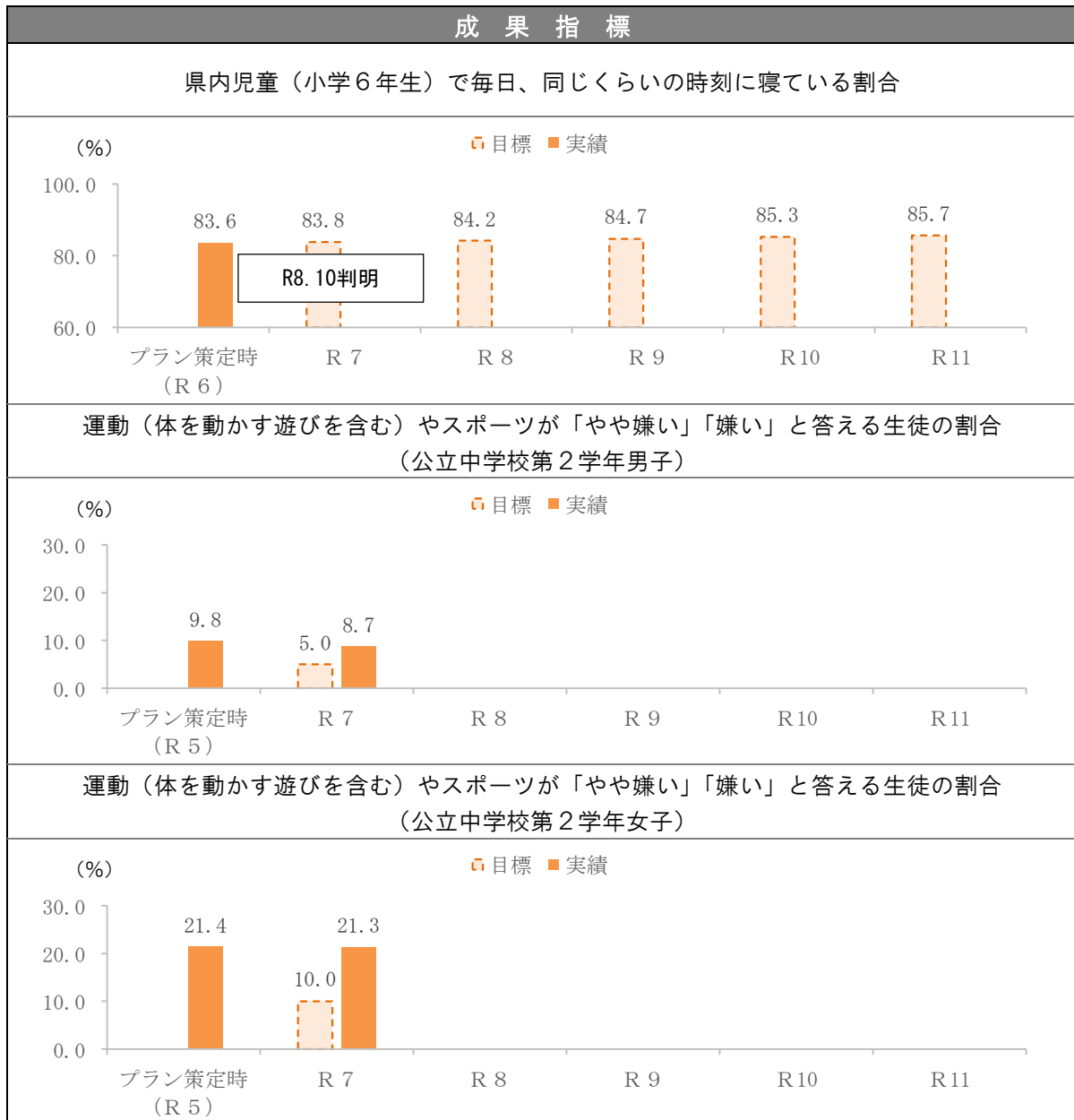
令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【主体的な学びを促す教育活動の推進】 ▶ 基礎的な学力の確実な定着や、主体的な学びを促す教育活動の推進、グローバル・マインドの涵養を図る取組等により、すべての子供たちにこれからの社会で活躍するために必要な資質・能力が身に付いています。 【生徒指導及び教育相談体制の充実、学びのセーフティネットの構築】 ▶ 学校内外での子供たちの居場所づくりや相談・支援体制の充実に向けた取組等により、家庭の経済的事情等にかかわらず、すべての子供たちが生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、多様な個性・能力を更に伸ばし生かしていく教育が実現しています。	▶ 小・中学校では、「主体的な学びが定着している生徒の割合」は、小学校 73.9%、中学校 66.2%となっており、中学校にやや遅れがみられるものの、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力が身に付いてきています。 ▶ 高等学校では、「主体的な学びが定着している生徒の割合」は、68.8%、「外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合」は 75.8%となっており、これからの社会で活躍するために必要な資質・能力がおおむね身に付いてきています。 ▶ SSW の配置拡充など、各学校における教育相談体制の充実を図ることにより、複雑化・多様化する事案に対して、早期の対応や切れ目のない支援につながっています。 ▶ 複雑化・多様化するいじめ事案をはじめとした生徒指導上の諸課題に対し、各学校において、福祉機関をはじめとする関係機関等と連携を図りながら事案の背景要因を丁寧に探り、早期の対応につなげるための取組が進められています。 ▶ 不登校 S S R 推進校について、令和7年度は指定校を 42 校から 54 校へ拡充し、児童生徒の実態に応じた支援の充実を図るほか、学校以外の相談窓口に関する情報を広報誌や SNS で発信し、相談・支援体制の充実が図られています。 ▶ 「全国学力・学習状況調査における正答率 40% 未満の児童生徒の割合」は、小学校 17.6%、中学校 31.1%となっています。

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【キャリア教育・職業教育の推進】 ▶ 子供たちが夢や目標を持ち、自己の生き方や働き方について考えを深めながら、職業生活や日常生活に必要な知識や、技能、技術を主体的に身に付けることで、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟かつ、たくましく対応し、社会的・職業的自立を実現していく力が身に付いています。 【子供の健康・生活習慣づくり、運動習慣の確立】 ▶ 子供たちに、食や睡眠、運動といった基本的な生活習慣が身に付き、社会で活躍するために必要な資質・能力を育む下支えとなっています。	▶ 「将来の夢や目標をもっていると肯定的に回答した生徒の割合」は、73.1%であり、職業生活や日常生活に必要な知識や社会的・職業的自立を実現していく力がおおむね身に付いてきています。 ▶ 「運動やスポーツが好き」と答える児童生徒は、全国平均値より高い水準を保っている一方で、日常の運動時間の確保には必ずしもつながっていない状況です。









主 な 取 組 と 総 合 評 価

《「学びの変革」推進事業》

小・中学校では、児童生徒の主体的な学びを促進に向けて、

- ・ 指定地域における探究的な学びを中核にしたカリキュラムの全県普及のため、全ての指定地域での公開研究会の開催
- ・ 各学校における研究授業を中核とした授業改善サイクルの確立のため、市町の「学びの変革」推進協議会における指導主事による指導助言

などに取り組みました。

高等学校では、生徒の主体的な学びを促進するため、

- ・ S T E A M教育の視点を取り入れ、教科等横断的な視点での各学校のカリキュラムの質的改善
- ・ カリキュラム・マネジメントの視点から効果的な授業研究を進めるための校内研修を実施できるミドルリーダーを育成する研修の実施

などに取り組みました。

また、生徒のグローバル・マインドの涵養を図るため、

- ・ 県立学校と海外姉妹校等が交流を行う際の経費や、生徒が海外留学を行う際の費用の支援
- ・ 留学に関する個別相談が行うことができる留学フォーラムの開催

などの取組を行いました。

《学びのセーフティネット構築事業》

個々の児童生徒の学習のつまずきに対応した指導をはじめとする、児童生徒の興味関心・特性等に応じた学習支援や日本語指導が必要な児童生徒への支援の充実に向けて、

- ・ 児童生徒の学習のつまずきを把握するための「学びの基盤に関する調査」の提供
- ・ 同調査の活用に係る研修の実施
- ・ 市町教育委員会主催研修や学校の校内研修への指導主事の派遣

などに取り組みました。

課題を抱える児童生徒への支援を早期に講じるために、福祉や医療機関をはじめとする関係機関による適切な支援につなげる体制を構築することなどを目的に、中学校区等に「福祉部門等の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、県教育委員会にスーパーバイザーを配置しました。

指定した不登校S S R推進校には、担当教員を加配するとともに、不登校支援センター等から指導主事が定期的に訪問し、不登校等児童生徒への支援の強化・充実を図りました。

教育費負担を軽減する各種制度をまとめて掲載したリーフレットを作成し、各校で活用している保護者連絡ツール等を活用したデジタルデータでの周知について、各校に協力を依頼するなど、支援を必要とする生徒・保護者に対して、各種制度の広報に取り組みました。

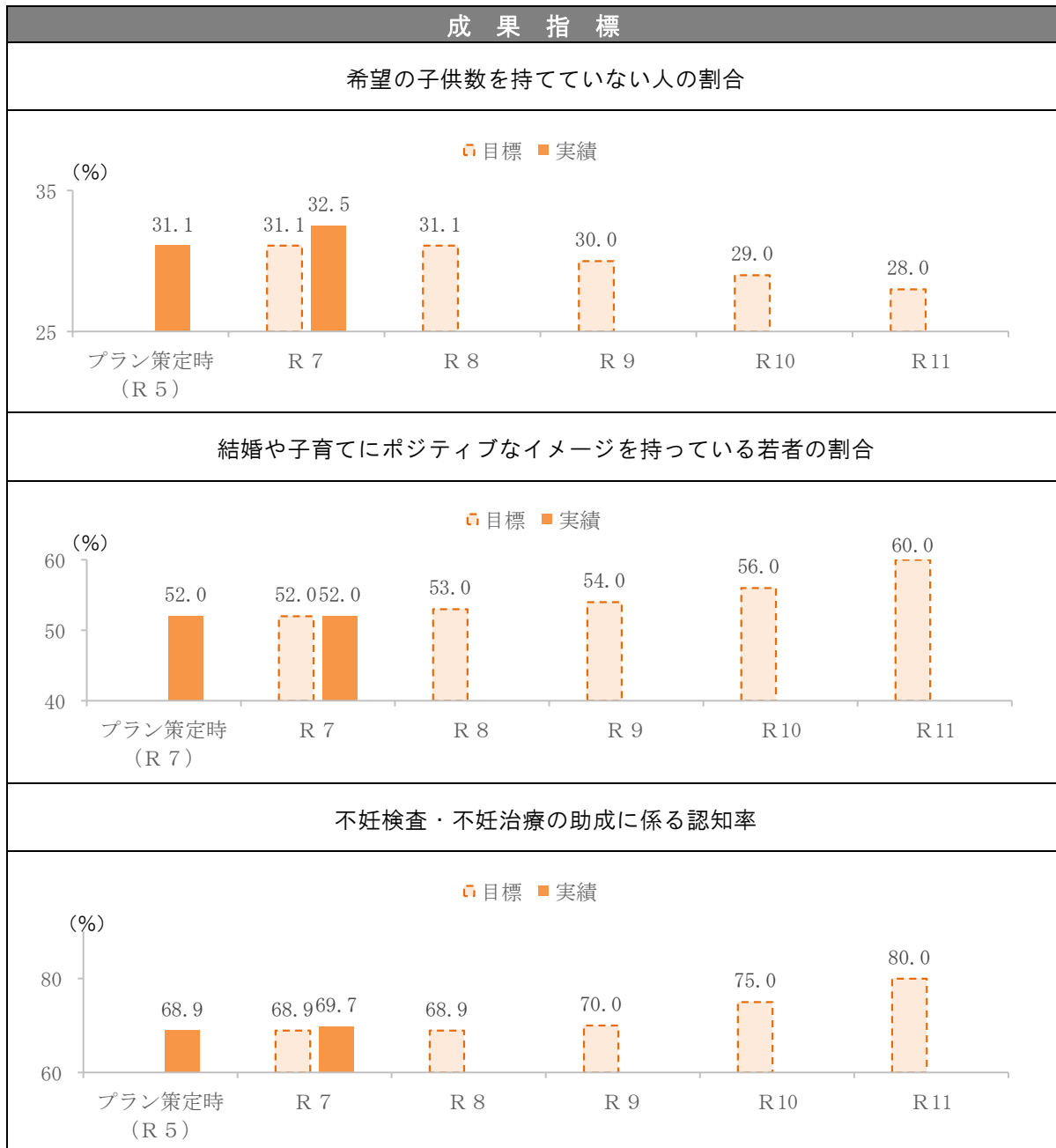
成果指標の「外国人との積極的コミュニケーションが大切だと考える高等学校生徒の割合」は、高校生の海外留学に係る費用の支援や留学フォーラムの開催による留学機運の醸成などによって目標を達成したものの、「主体的な学び」が定着している児童生徒の割合（小・中・高）や「全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合（小・中）」が目標をやや下回っているなど、取組がやや遅れています。

就労・結婚・妊娠・出産の希望の実現を後押しする環境の整備

柱1

- (1) 将来を見通せる経済的基盤づくり
- (2) 結婚を希望する人への支援
- (3) 不妊治療等支援体制の充実

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【将来を見通せる経済的基盤づくり、結婚を希望する人への支援】 ▶ 若い世代や子育て世帯の経済的基盤の安定化と、子育てや教育に係る負担軽減が図られ、また、ライフステージに応じた支援制度の認知が進むことにより、将来への不安が軽減されるとともに、出会いの機会の創出等の支援が講じられ、結婚や、子供を持ちたいという希望を実現しやすい環境整備が進んでいます。 ▶ 若い世代が結婚や子育てに対してポジティブなイメージを抱き、仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなど将来のライフデザインを、希望を持って描くことができます。 【不妊治療等支援体制の充実】 ▶ 不妊や不育に悩む人や治療に不安を抱える人が相談しやすい環境が整い、不妊・妊娠に関する正しい知識が浸透し、夫婦が共に若い年齢で不妊検査を受けることができます。 ▶ また、治療が必要な場合は、経済的負担を理由に治療を断念したり、選択肢を狭めたりすることなく、仕事とも両立しながら、希望する治療を受けることができる環境整備が進んでいます。	▶ 子育てや教育に係る負担軽減のための支援や、支援制度の周知などが進められているところですが、希望の子供数を持てていない人の割合は3割を超える状況が続いています。 ▶ 結婚や子育てにポジティブなイメージを持っている若者の割合は、52%となっています。 ▶ 広島県不妊専門相談センターにおいて、不妊や不育に関する悩みの相談対応を行うとともに、妊活特設サイトへのアクセスを図ることなどにより、不妊・妊娠に関する正しい知識の浸透が進み、夫婦そろっての早期の不妊検査受診が増えつつあります。 ▶ 不妊検査・不妊治療の助成に係る認知率が、令和5年度の68.9%から69.9%に増加するとともに、広島県特定不妊治療支援事業により、1,871件の助成を実施するなど、希望する治療を受けることができる環境整備が進んでいます。



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《ひろしま子育てもっと応援事業》

「子供を持つことへのネガティブなイメージが先行している」などの県民意見を踏まえ、子育てに係るポジティブイメージの浸透等に関する調査を実施し、

- ・ 子供のいない層に対しては実際に子供と触れ合うことや具体的な子育て費用を知ること、
 - ・ 子供がいる層に対しては「頑張りすぎない」、「自分を大切にしてい」といった親としてのプレッシャーを軽減する観点の施策が有効と考えられること、
- という今後の施策の方向性を整理しました。

これを踏まえ、子育てに関する日常の出来事などの体験を募集し、子育てに関するポジティブな気づきや共感を広げることを目的とした、「ひろしま子育て発見キャンペーン」や、乳幼児とのふれあい体験、経済的支援制度を見える化した「ひろしまFamNAVI+」の機能拡充を実施するなど、若い世代が、子供・子育てにポジティブなイメージを持つことができるよう取り組みました。

《出会い・結婚支援こいのわ事業》

会員登録した独身の若者に、行政や民間企業等の出会い・結婚のイベント等に関する情報を提供する「こいのわ出会いサポートセンター」への補助や、イベントの運営支援やカップルのフォローを行う「こいのわボランティア」の育成など、多様な主体による若者の出会いの機会の創出を支援し、結婚を希望する若者の出会いのきっかけづくりに取り組んだことなどによって、参考指標であるサポートセンター会員数は18,427人となり、目標を上回って達成するなど、一定の成果がありました。

また、未婚化・晩婚化の背景にある様々な要因を把握するため、令和7年度に、県民の結婚の意識に関する調査を実施し、結婚の希望がある若者が行動に踏み出せていない背景として、SNS等の影響によって結婚へのハードルの高さやネガティブなイメージを抱いていること等を明らかにすることができました。

《不妊治療支援事業》

不妊や不育に関する悩みに対応するため、広島県不妊専門相談センターを運営し、電話やオンラインによる相談対応や妊活交流会の実施などに取り組みました。

また、夫婦そろっての不妊検査を後押しするため、ふたりの妊活全力応援キャンペーンを実施するなど、不妊・妊娠に関する正しい知識の浸透に取り組みました。

加えて、広島県不妊検査費等助成事業や広島県特定不妊治療支援事業を実施し、不妊治療に要する経済的負担の軽減に取り組みました。

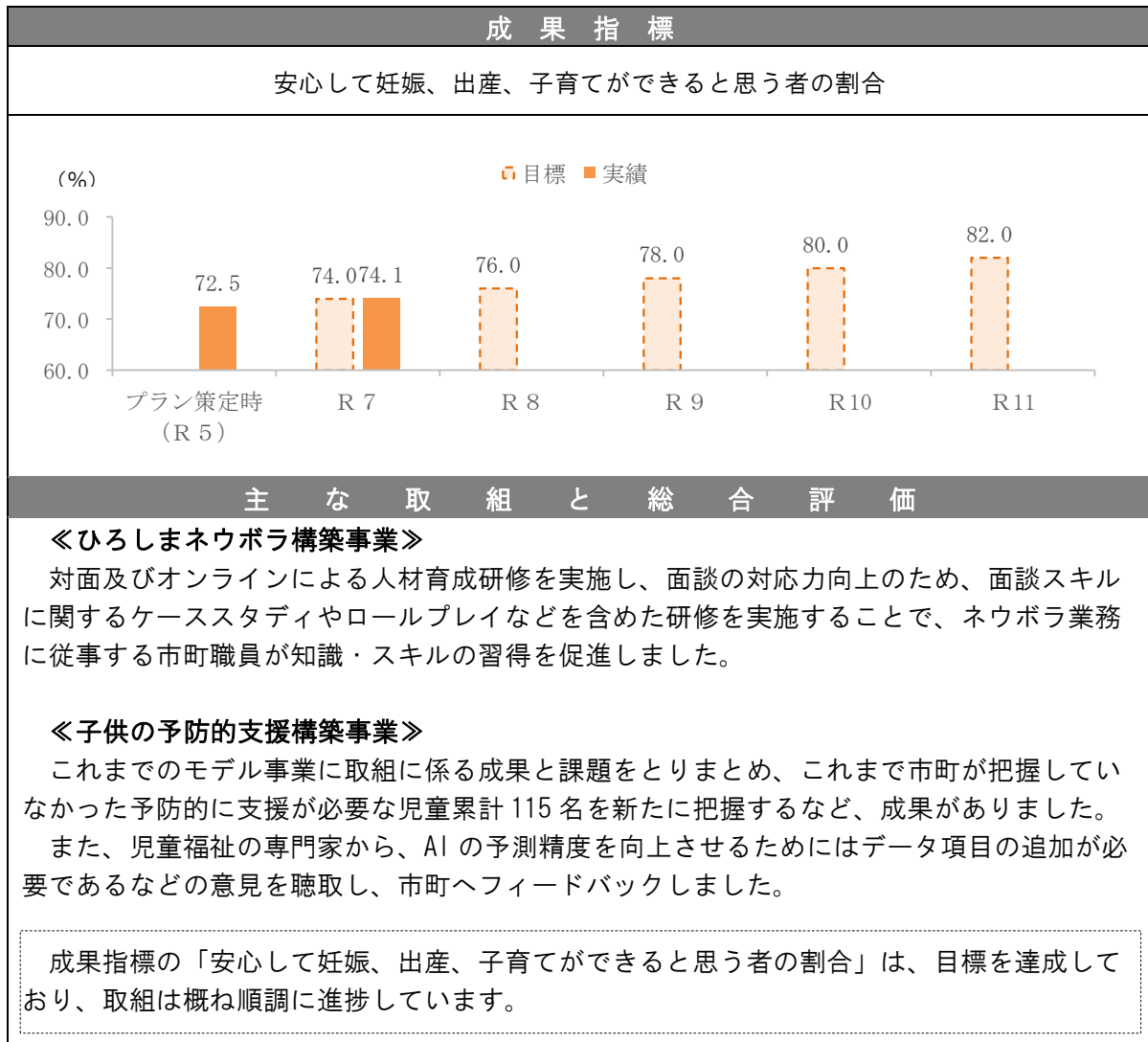
成果指標の「希望の子供数を持てていない人の割合」は、未達成となったものの、行政が行う経済的支援の認知率やふれあい体験参加者の子育てイメージは上昇しているほか、その他の成果指標は目標を達成しており、取組は概ね順調に進捗しています。

妊娠期からの見守り・支援の充実

柱2

- (1) 妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり
- (2) 妊産婦支援・母子保健等の推進

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくり】 ▶ 市町のネウボラ拠点と医療機関や保育施設、地域子育て支援拠点等、子育てに関わる関係機関が一体となって子育て家庭を見守り、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに適切な支援につなげる「ひろしまネウボラ」の仕組みが全市町で構築されています。 ▶ また、一部の市町では、ネウボラ拠点を含む福祉関係の各部署、小・中学校等が保有している子供や子育て家庭に関する情報を一元化し、AⅠによるリスク予測を活用することで、子供の育ちにつながるリスクを早期に把握し、子供や家庭の予防的な支援につなげています。 【妊産婦支援・母子保健等の推進】 ▶ 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識が認知され、すべての妊産婦・乳幼児が、必要な健康診査・検査を受け、心身の不調や子育てへの不安について相談することができています。 ▶ また、健康診査・検査実施医療機関や相談機関と市町のネウボラ拠点、治療や療育を行う専門機関等との連携体制が構築され、心身の不調や疾患、発育・発達の障害等の可能性のある妊産婦・乳幼児が把握された場合は、市町のネウボラ拠点を中心に継続的なフォローを行い、早期に適切な支援、治療、療育等につなげることができています。	▶ ひろしまネウボラの実施市町数は、令和6年度の18市町から3市町増え21市町になるなど、ひろしまネウボラの仕組みが全県で構築されつつあります。 ▶ 福祉や教育などの子供の育ちに関する情報を統合しAⅠにより分析することで、令和7年12月末時点で、これまで市町が把握していなかった予防的支援が必要な児童115名を新たに把握するなど、リスクを早期に把握することにつながっています。 ▶ 令和6年度の産婦健康診査（1回目）の受診率は90.4%、令和6年度の1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率はそれぞれ96.1%と94.3%であり、必要な健康診査・検査について、すべての妊産婦・乳幼児の受診には至っていません。 ▶ 広島県新生児・小児聴覚検査精度管理システムの登録児における新生児聴覚検査の確認検査日から二次・精密検査初診日までの期間は、前年度と比較して短縮傾向がみられており、システムを活用した関係機関での連携体制が構築・運用され、支援が必要な児童へのフォローが行われています。

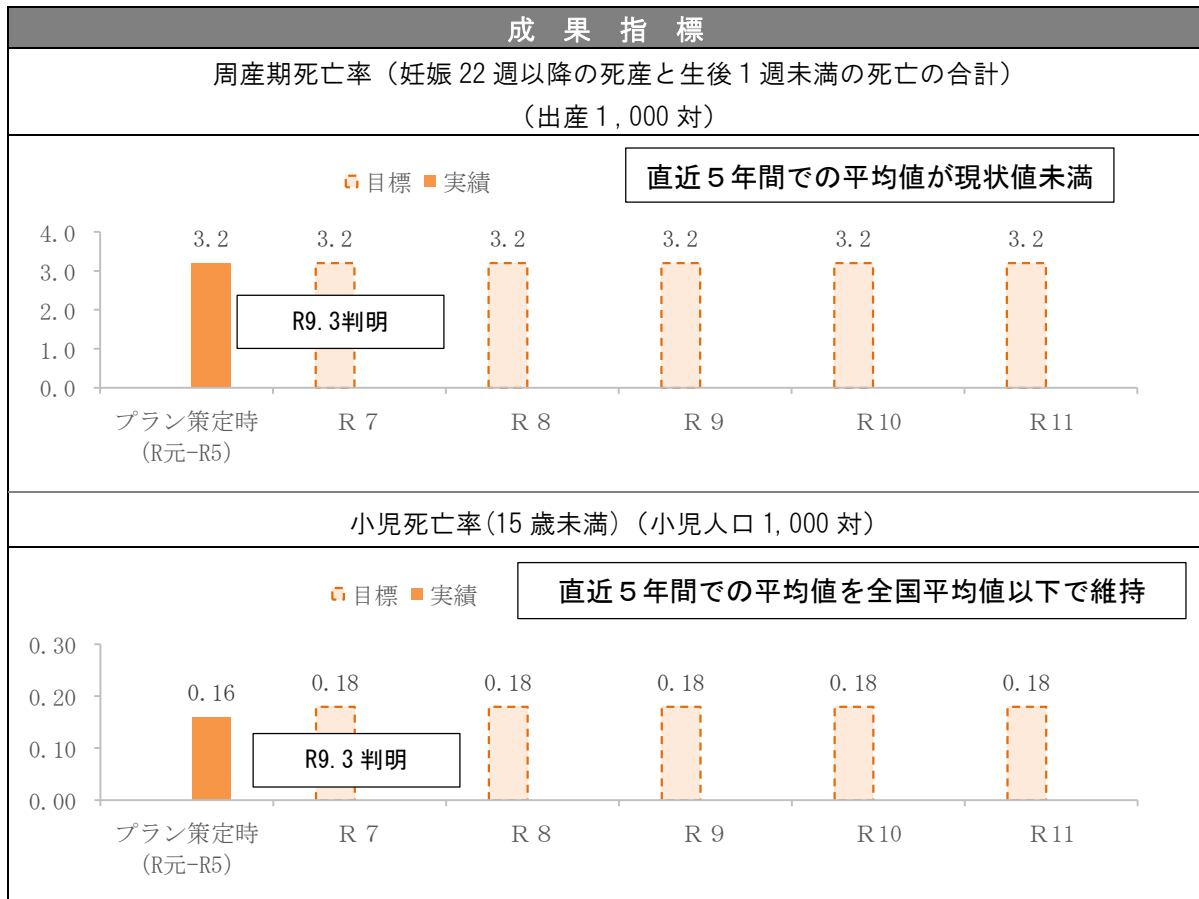


柱2

妊娠期からの見守り・支援の充実

(3) 周産期・小児医療体制の確保

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
▶ 妊産婦及び子供たちが、安心して質の高い周産期・小児医療を受けることができる体制が確保されています。	▶ 直近5年平均の小児死亡率は0.17で全国より低い水準となっており、また、周産期死亡率は3.2で全国を下回るなど、妊産婦及び子供たちが居住地に左右されることなく、必要なときに医療へ円滑につながり、安心して医療を受けられる体制の確保が進んでいます。



主 な 取 組 と 総 合 評 価
《医師育成奨学金貸付金・女性医師等就労環境整備事業》 県内の地域医療に貢献する医師を養成・確保するため、広島大学医学部等にもふるさと枠（地域枠）を設けることで、地域医療に従事する医師の育成に取り組みました。 奨学金医師数は、令和 6 年度の 189 人から令和 7 年度の 206 人へ増加しており、取組は概ね順調に進捗していると考えられます。 また、育児・介護中の女性医師等の復職や勤務継続支援など、就労環境改善の取組を行う病院等の支援を行いました。 県内の女性医師数は、令和 4 年の 1,653 人から令和 6 年の 1,729 人へ増加しており、取組は概ね順調に進捗していると考えられます。
《広島県周産期医療システム運営事業・周産期母子医療センター運営支援事業》 医療資源の集約化・重点化を推進するとともに、高度・専門的医療および救急医療等の医療機能の維持・強化を図るため、周産期医療システムの運営、災害時小児周産期リエゾン活動の実施、小児周産期医療に関する研修会の開催、周産期母子医療センターの運営に対する補助等に取り組みました。
成果指標である「周産期死亡率（妊娠 22 週以降の死産と生後 1 週未満の死亡の合計）（出産 1,000 対）」については、令和 7 年実績の公表が令和 9 年 3 月頃予定であることから、現時点では達成状況の判断はできませんが、直近 5 年（令和 2 年～令和 6 年）の平均は全国値を下回っている状況であり、取組は概ね順調に進捗しています。

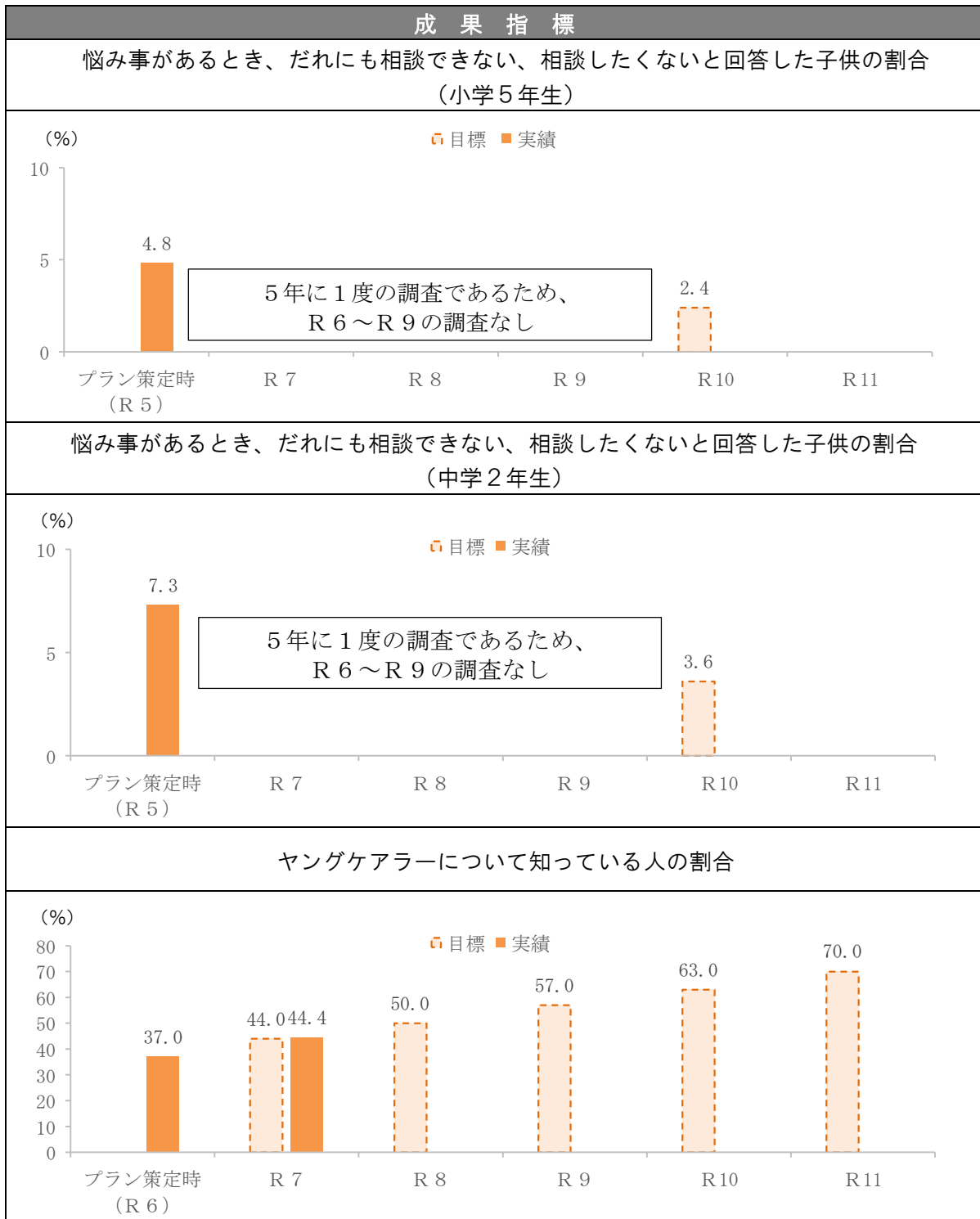
子供の悩みに対する支援・居場所の充実

柱 3

- (1) 子供のこころのケアの充実
- (2) 子供の性被害への対策の充実
- (3) 不登校の子供への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ひきこもり支援等の充実
- (6) 子供の居場所づくりの推進

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
【子供のこころのケアの充実、不登校の子供への支援、ひきこもり支援等の充実、子供の居場所づくりの推進】 ▶ 様々なニーズや特性を持つ子供・若者が安全で安心して過ごすことのできる場が整備され、学校内外での相談支援体制が充実するとともに、困難を有する子供・若者が身近な地域で年齢階層で途切れることなく必要な支援を受けられる環境整備が進み、子供・若者がひとりで悩みを抱え込まず、自分にとって相談しやすい窓口とつながっています。 【子供の性被害への対策の充実】 ▶ 子供や保護者が子供の性被害に関する知識や意識を高め、性犯罪に巻き込まれることを未然に防止することができる力を身に付けるとともに、性犯罪・性暴力被害者が、被害を抱えず、相談窓口相談できています。	▶ 子供・若者が安全で安心して過ごすことのできる居場所の運営の実態や課題が明らかになり、そういった居場所が十分かつ安定的に運営され、子供・若者がその情報を容易に知ることができる環境づくりが進みつつあります。 ▶ また、困難を抱える子供・若者に対しては、校内教育支援センター（SSR）が不登校児童生徒にとって、安全・安心で成長できる居場所となっているほか、LINE を活用した「こころのライン相談@広島県」などの相談しやすい窓口の充実が図られています。 ▶ 学校における生命の安全教育や相談窓口の設置やアンケートの実施など、子供や保護者の性被害に関する知識や意識も高まっています。被害者・加害者・傍観者にならないよう啓発・指導が進められていますが、不幸にも被害を受けたり、傍観者となってしまう児童生徒が存在しています。また、被害者の中には被害を相談できずにいる場合があります。 ▶ また、性被害ワンストップセンターひろしまにおける令和 7 年度の新規相談件数のうち、子供の被害に関する相談割合は令和 6 年度の 26% から 29% に増加しているものの、認知度は目標達成できておらず、以前低い状況が続いています。

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
【ヤングケアラーへの支援】 ▶ ヤングケアラーとその家族が、地域や様々な関わりの中で見守られながら、それぞれの意向や希望に応じて必要な支援を受けることができ、ヤングケアラー本人の学業や友人関係、将来等への不安、ならびに家族全員が日々の生活に不安を感じることなく暮らすことができます。	▶ ヤングケアラーを「知っているし、理解している」は R6 年度 37%から 44. 4%になっています。なお、「聞いたことはあるが、よく分からない」は 32. 4%から 31%に、「聞いたことがない」は 30. 5%から 24. 6%となり、全体的に認知度が向上しており、ヤングケアラーへの理解が進んでいます。 また、ヤングケアラーへの理解促進や支援体制づくりに取り組む市町数（研修会等の開催市町数）は 19 市町になっており、市町のヤングケアラーへの取組が着実に進められています。



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《いのち支える広島プラン推進事業》

LINE を活用した SNS 相談事業として「こころのライン相談@広島県」を継続実施するとともに、検索連動広告や SNS への掲載、LINE 広告等 ICT を活用した相談窓口の広報を積極的に実施しました。

また、市町等の地域の関係機関を対象とした自殺対策担当者会議・研修等を開催することにより、支援に必要な情報の提供や意見交換等を行い、地域の関係づくりに取り組みました。

《性被害ワンストップセンターひろしま運営事業》

子供・若者が相談窓口相談できるようにするため、県内小学5年生、中学1年生及び高校1年生を対象にリーフレットを配布するとともに、小学校高学年に対しては学齢に応じた内容のリーフレットを配布し、相談窓口の周知に取り組みました。

若者については、電話相談に苦手意識があり、チャットやSNSの活用を好むことから、チャットによる相談受付をホームページに掲載し、相談へのハードルを下げることに取り組みました。

《ヤングケアラー普及啓発》

広報物（ポスター、ステッカー、リーフレット、啓発マンガ・啓発動画）を作成し、「秋のこどもまんなか月間」にあわせ、ヤングケアラーに関する広報啓発を実施しました。

ヤングケアラーコーディネーターを配置し、県内23市町を訪問し、ヒアリングを実施しました。関係機関の役割分担等が記載された支援マニュアルを作成し、市町に説明会を開催するなどの市町支援に取り組みました。

学校関係者や福祉関係者への出前講座や、市町担当者に対する研修を実施し、市町へのヒアリング調査で得た好事例の横展開などにより、課題の早期発見や対応力の向上を図りました。

《子供の居場所づくり推進事業》

今後の取組を検討するため、県内の子供・若者が利用する「居場所」運営の実態を把握するための調査を実施し、その結果を踏まえて、令和8年度からの取組内容を整理し、県内の居場所情報の発信や、運営者等への研修会を通じたネットワーク構築等に取り組むこととしました。

成果目標のひとつである「ヤングケアラーについて知っている人の割合」は44.4%と前年度より7.4%上昇し、目標を達成するなど、取組は概ね順調に進捗しています。

柱4

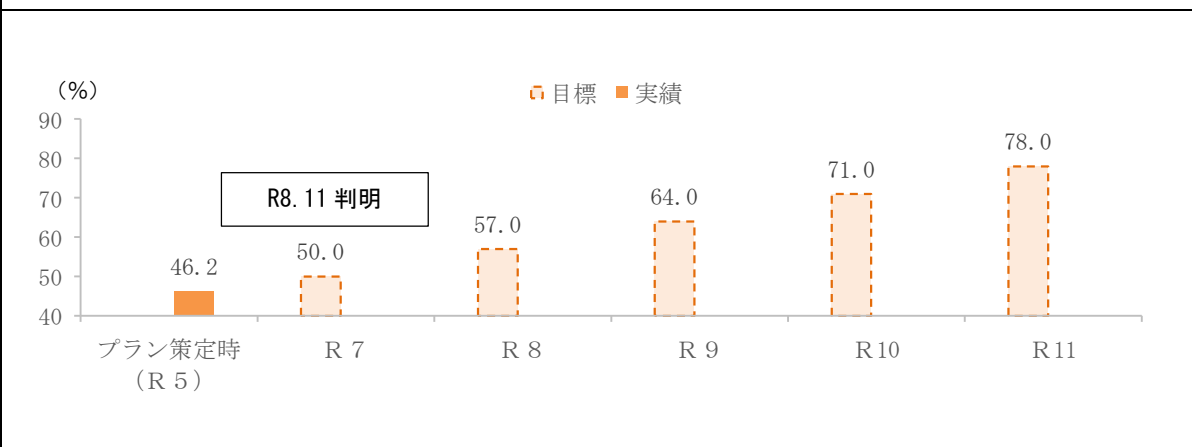
多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(1) 子育てを応援する職場環境の整備

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
▶ 多くの県内企業において働き方改革の自律的な取組が定着するとともに、ライフスタイルの変化に応じて短時間勤務やテレワーク等の時間や場所にとらわれない柔軟で多様な働き方を選択できる制度が定着して利用されるなど、男性・女性に関わらず、県内の子育て中の従業員が、自分の職場は子育てしやすい環境であるという実感が高まっています。 ▶ また、特に、乳幼児期における男性従業員の育児への参画については、育児休業制度の利用を希望する男性が、躊躇することなく自らの選択で、積極的に育児休業を取得できる職場環境となるなど、男性従業員が十分に子育てに携わることができています。	▶ 一人当たりの有給休暇取得率は65.4%（令和5年度）から65.8%（令和6年度）に増加するとともに、テレワーク等のデジタル技術を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方に取り組む企業の割合は、コロナ禍を経て28.6%（令和2年度）から41.3%（令和6年度）に増加するなど、男性・女性に関わらず子育て中の従業員が子育てしやすい職場環境の整備が進んでいます。 ▶ 令和6年度の広島県内企業における男性の育児休業取得率は53.8%と、全国平均値（40.5%）を上回るなど上昇傾向で推移しており、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や男性従業員の育児参画に対する意識醸成は着実に進み、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが進んでいます。

成果指標

男性の育児休業取得率



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《人的資本経営促進事業》

時間や場所にとらわれない柔軟な働き方や個々の能力を発揮できる多様な働き方等、それぞれのライフスタイルに応じて働くことができる労働環境の整備とともに、従業員の働きがいやモチベーションの向上を図る人的資本経営の実践に向けた支援に取り組みました。

具体的には職場環境に関する自社の現状や人材育成の取組などを可視化する「広島県人的資本開示ツール」の利用促進を図るとともに、人材に関する幅広い課題の解決に取り組む事業者への補助等の実践支援に取り組みました。

《女性活躍促進・仕事と家庭の充実応援事業》

男性従業員が育児休業を取得し、育児に参画しやすい職場環境整備の促進を図るため、県内企業が取り組んでいる「男性の育児休業の取得促進に向けた取組」の中で、他の企業の参考となる優良事例（ベストプラクティス）を募集し、県のホームページ等でPRしたほか、協定に基づく「広島県イクメン推進アンバサダー」による企業訪問動画や深掘り記事等、様々な形で県内企業における取組の周知に取り組みました。

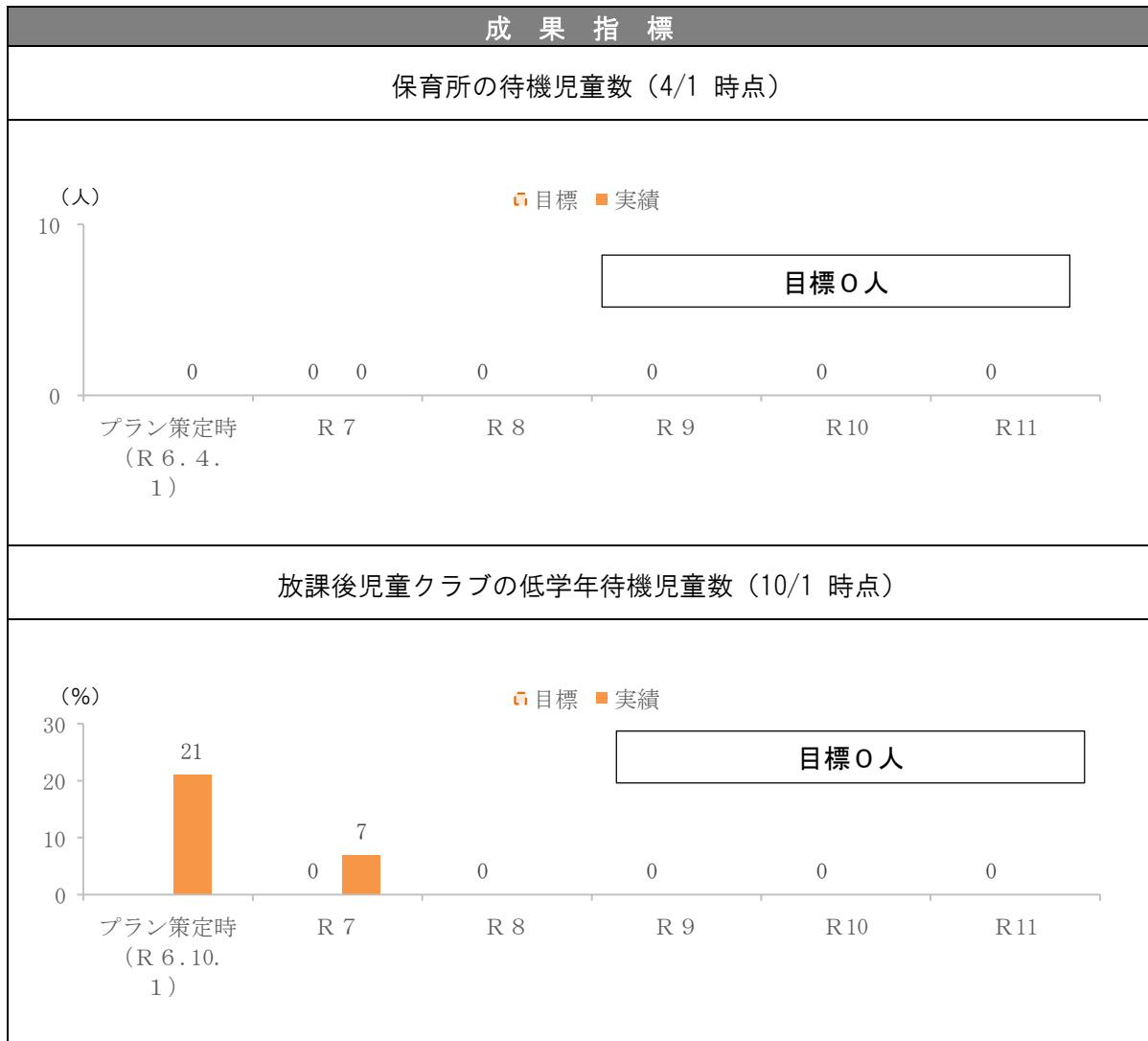
成果指標の「男性の育児休業取得率」は、全国平均値（R6：40.5%）を上回って上昇傾向で推移し、直近のR6年度実績では目標値（40.0%）を上回る53.8%を達成しており、取組は順調に進捗しています。

柱 4

多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保
- (3) 放課後児童クラブの充実

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
【質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保】 ▶ 保育需要に基づく施設整備や多様化する保育ニーズに応じた保育環境の整備が進み、保育を必要とする子供がいつでも保育所、認定こども園等に入所することができています。 ▶ 保育施設では、必要な保育士が確保されるとともに、研修の受講や職責に応じた処遇改善、職場環境の改善等を通して、保育士のスキルアップや離職防止が図られることで、保育の質が向上し、子育て家庭が安心して子供を預けられる環境が整っています。 【放課後児童クラブの充実】 ▶ 全市町で希望した児童が、利用要件を満たせばいつでも放課後児童クラブを利用することができて、安心して過ごせる生活や遊びの場が提供されています。	▶ 令和 7 年 4 月 1 日時点の待機児童はゼロとなり、令和 6 年に続き、2 年連続で待機児童が解消されています。 ▶ 令和 7 年の目標就業保育士数は 14,576 人となっており、実績は令和 R8. 12 月頃判明する予定です。また、令和 7 年度において、県が開催した保育士等キャリアアップ研修を 2,922 人の園・所等に所属する教員・保育士等が受講し、職責に応じた保育の質の向上が図られ、子育て家庭が安心して子供を預けられる環境づくりが進んでいます。 ▶ 低学年の待機児童数は、ゼロにはなっていませんが、市町と連携した放課後児童クラブの施設整備が進み、低学年の待機児童数が、令和 6 年度の 21 人から令和 7 年度は 7 人に大幅に減少しています。



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《1・2歳児受入促進事業・保育士人材バンク》

待機児童の大半を占める1・2歳児の受入を促進するため、待機児童が発生している市町の私立保育施設（保育所及び認定こども園）に対して、新たな1・2歳児の受入による公定価格が人件費相当に達しない場合、その差額を補助しました。（6市町）

保育士人材バンクの求人情報の充実や、求職登録者数の増加に向け、保育士就業支援員による広報活動を行うとともに、合同就職説明会（保育士就職ナビ）を広島市、福山市で実施し、指定保育士養成施設の学生を中心に406人の参加（広島市:240人、福山市:166人）がありました。

《延長保育・病児保育事業》

子供がやむを得ない理由により通常の利用日、利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた場合や、子供が疾病にかかっている場合に保護者の労働もしくは疾病等を理由に保育を受けた場合、事業を実施する市町に対し、費用を交付しました。（21市町）

《放課後児童クラブ室整備事業》

市町の子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）に基づき、待機児童の解消や多様化していく保育ニーズに対応する保育環境を整備するため、受け皿である放課後児童クラブの施設整備に対する市町支援を行いました。（6市町7箇所（9支援単位））

《放課後児童支援員研修事業》

放課後児童クラブは、現在、県内22市町で実施されていますが、放課後児童指導員研修を466人が受講し、放課後児童クラブで児童に関わる職員のうち、放課後児童支援員の割合は、令和6年度末で78.7%となっています。

「質の高い幼児教育・保育の提供体制の確保」において、成果指標の「保育所の待機児童数」は、2年連続で待機児童がゼロとなるなど、取組は概ね順調に推移しています。

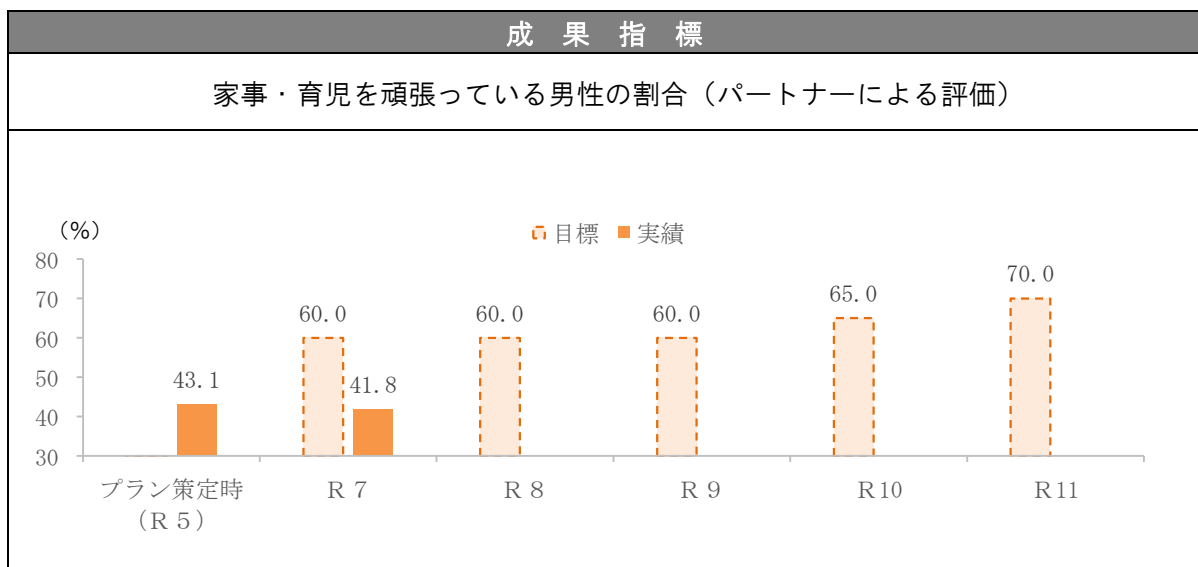
「放課後児童クラブの充実」においては、成果指標の「放課後児童クラブの低学年待機児童数」は、ゼロにはなっていませんが、令和6年度の21人から令和7年度は7人に大幅に減少しており、取組は概ね順調に進んでいます。

柱4

多様なライフスタイルに応じた子育て環境の整備

(4) 共育での推進

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
▶ 男女が共に主体的に家事や子育てに参画する「共育で」への理解が社会全体で進み、家庭内で家事・育児の負担が女性に偏っている傾向が改善されています。	▶ 「共家事・共育で」を職場から応援する協賛企業の認定など、社会の理解は進みつつありますが、令和7年度の「家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）」は41.8%となっており、家庭内での家事・育児の女性への偏りは解消されていません。



主 な 取 組 と 総 合 評 価
《ひろしま子育てもっと応援事業》 当事者の意識啓発や行動変容を促すため、SNSを活用した情報発信や、県民参加型キャンペーンを実施しました。 また、「共家事・共育で」を職場から応援するとともに、社会全体の意識改革を進めるため、県が認定した協賛企業と連携し、共家事・共育でに取り組みやすい環境づくりに取り組みました。
成果目標の「家事・育児を頑張っている男性の割合（パートナーによる評価）」は41.8%となっており、家庭内での家事・育児の女性への偏りは解消されておらず、取組がやや遅れています。

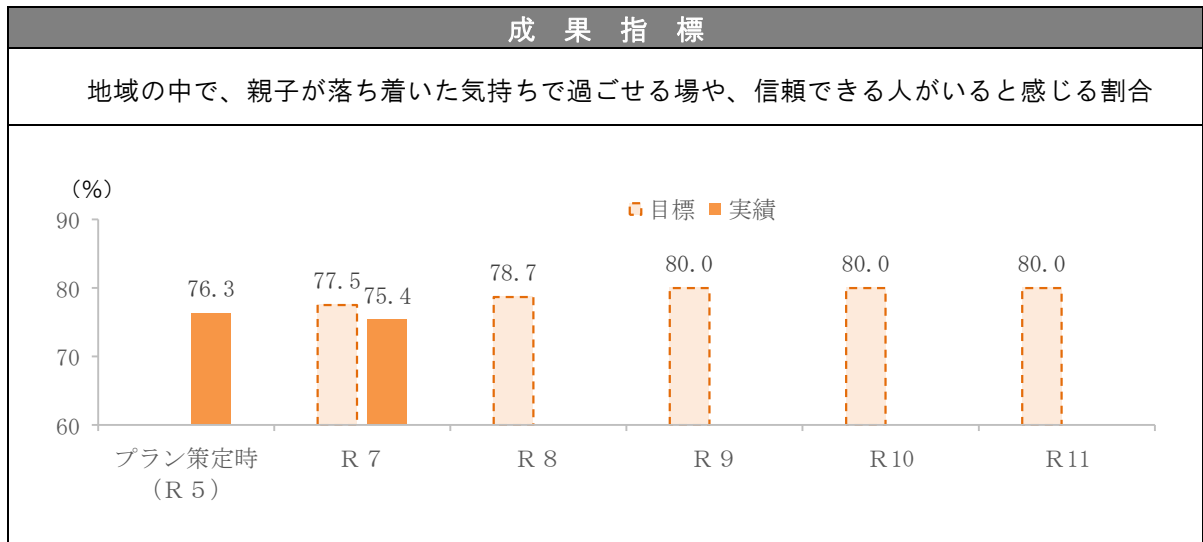
子供と子育てにやさしい生活環境と安全の確保

柱5

- (1) みんなで子育て応援の推進
- (2) 子育て住環境の整備
- (3) 子供と子育てにやさしいまちづくりの促進
- (4) 子供の防災の取組の推進
- (5) 子供の防犯・非行防止の取組の推進
- (6) 子供の交通安全の取組の推進

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【みんなで子育て応援の推進】 ▶ 地域の子育て支援者・団体等による様々な子育て支援活動が活発に行われ、親子が安心して過ごせる場や交流・相談の機会が充実しています。 ▶ また、こうした多面的な見守りを通して、支援が必要な子育て家庭が把握された場合は、市町のネウボラ拠点と連携して必要な支援につなげることができる仕組みが構築されています。 ▶ 企業・団体等が、子育て家庭向けのサービスの提供に自主的に取り組むなど、子育て家庭にやさしいサービスが社会に定着し、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境づくりが進んでいます。 【子育て住環境の整備、子供と子育てにやさしいまちづくりの促進】 ▶ 子育てしやすい仕様や立地環境を備えた住宅の普及や、公共交通機関や都市公園のバリアフリー化等、子育て家庭が暮らしやすい環境整備が進んでいます。	▶ 電話やオンライン等、様々な方法で交流や相談ができる環境の整備は進んでいるものの、「地域子育て支援拠点」の数は目標を下回っているなど、親子が安心して過ごせる場や交流・相談の機会の充実は、やや遅れています。 ▶ オンラインでの相談・交流の中で、支援が必要な妊産婦や親子がいた場合は、市町のネウボラ・母子保健窓口につなげることができる仕組みが構築されています。 ▶ 「子育て応援イクちゃんサービス」の認知度は目標を達成したものの、登録店舗数及びKids☆めるまが会員数は目標を下回っているなど、子育て家庭が子連れで外出しやすい環境づくりはやや遅れています。 ▶ 子育てスマイルマンションの供給戸数が2,805戸から2,870戸に増加するなど、子育てしやすい仕様や立地環境を備えた住宅の普及が進んでいます。 ▶ 低床バス等の導入率が91.8%（令和6年度）と、乗合バス車両におけるバリアフリー化が進んでいます。また、鉄軌道駅のバリアフリー化も主要な駅から順次進められています。 ▶ 都市公園におけるバリアフリー化は、園路は49.0%、便所28.0%、駐車場等の公園施設は54.0%（令和6年度）と、順次進められています。

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【子供の防災の取組の推進】 ▶ 子供たち一人一人が、地震や台風等の自然災害のメカニズムや予想される被害についての理解を深め、災害の危険に際して、主体的に判断し、適切に行動する力が身に付いています。 【子供の防犯・非行防止の取組の推進】 ▶ 学校、保護者、地域住民、事業者、関係団体、行政等が協働・連携し、犯罪防止教室等の充実や学校・通学路等における安全の確保等、地域ぐるみで子供を守る取組が行われており、子供たち一人一人に、ルールを守ることの大切さや物事の善悪を判断する力、子供や保護者の情報リテラシー等が醸成され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐことができる力や、加害者にもならない力が身に付いています。 【子供の交通安全の取組の推進】 ▶ 家族ぐるみ、地域ぐるみの交通安全教育等により、子供たち一人一人に、交通社会の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーが身についており、交通事故を起こさず、また、交通事故から自分自身を守ることできる力が身に付いています。	▶ 災害の状況に応じて児童生徒等が主体的に行動できるよう、全ての公立学校で、地域の災害想定区域等の状況や、災害の種別に応じ、より実効性が高まるよう工夫した避難訓練が実施されています。 ▶ また、県内の96.3%の小学校がマイ・タイムラインの作成に取り組むなど、いざという時に子供たちが主体的に判断し、適切に行動する力を養う防災教育が面的に広く浸透しています。 ▶ 子供の防犯・非行防止のため、関係機関・団体等が連携し、県内の小中高等学校等における犯罪防止教室や地域ぐるみでの見守り活動などが行われました。 ▶ 学校、警察、通信事業者等が連携したネット犯罪防止教室や保護者等へのインターネットの適切な利用とフィルタリング普及促進のための啓発活動が行われています。 ▶ 県内の中学生、高校生を対象とした「広島県eラーニング非行防止チェック」を開始し、非行防止及び犯罪被害防止に関する問題を受講することにより、犯罪の被害者にも、加害者にもならないための意識が醸成されてきています。 ▶ 令和7年中、高校生以下を対象とした交通安全教育が99,849人に対して実施されるなど、交通ルールの遵守と交通マナーを身につけるための教育が実施されています。



主 な 取 組 と 総 合 評 価

《ひろしま子育て応援事業・地域子ども・子育て支援事業》

市町への地域子育て支援拠点を運営するための費用の補助を行い、安定的な支援を継続するとともに、地域の子育て支援者等のスキルアップのための研修会や講座を実施したほか、「おしゃべり広場」や「助産師オンライン」等の電話やオンライン等、様々な方法で交流や相談ができる環境の整備に取り組みました。

また、計画的に「子育て応援イクちゃんサービス」についての広報活動を行うとともに、大型店舗の開業時などの時機を捉えて企業・団体への参加協力依頼を行いました。

《たばこ対策推進事業》

保健所と連携して、健康増進法やがん対策推進条例に基づく指導・助言・立入検査や、飲食店における受動喫煙対策状況の確認を実施しました。また、大学生や企業を対象とした出前講座等を実施し、喫煙や受動喫煙による健康被害について啓発しました。

《防災教育の推進》

警戒レベルを用いた休校等の判断など、非常変災時における対応の整備や、各学校の地域特性や児童生徒等の実態に応じた危機管理体制の想定及び整備、複数の避難場所や避難経路の設定など、各学校の実態に合わせて危機管理マニュアル等の見直し、改善が進むよう、県立学校長会議や学校安全指導者講習会、保健主事研修に加え、学校訪問等の様々な機会を通して、見直し、改善のポイントなどの指導・助言を行いました。

また、県内の小学校については、子供たちがいざという時に、主体的に判断し、適切な避難行動をとることができる冊子教材の配布や、防災出前講座を実施しました。

《減らそう犯罪推進事業・少年サポートセンター運営費》

チラシや広報誌をはじめ、テレビやラジオ、インターネット、オトモポリス等、多様な広告媒体を活用し、地域の犯罪・防犯に関する情報をタイムリーに発信しました。

犯罪防止教室や、少年警察ボランティアの活動、少年サポートセンターを中心とした相談対応や継続補導等の面接指導、少年サポートルームの開催、各種立ち直り支援活動により、子供の規範意識の醸成を図りました。

《交通事故の抑止と安全で円滑な交通の確保》

参加・体験・実践型の交通安全教室や通学路点検、通学路における交通指導取締り、ゾーン30 プラス等の整備を実施しました。

これらの取組を進めていますが、成果指標の「地域の中で、親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場や、信頼できる人がいると感じる割合」は75.4%となっており、取組はやや遅れています。

柱 1

児童虐待防止対策の充実

(1) 児童虐待防止に向けた理解の促進

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
▶ 子供へのどのような接し方が体罰であり児童虐待になるのか、また児童虐待が子供の成長に与える悪影響、望ましい子育ての方法等について保護者や県民の理解が深まり、子育てにおいて、子供の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす体罰や暴言の行為が減少しています。	▶ 児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に、県民に対し児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）による啓発活動が行われ、体罰や暴言によらない子育てをしている親の割合は、8 割を超えるなど児童虐待防止に向けた県民の理解が深まっています。

成 果 指 標																						
体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合																						
(%)																						
■ 目標 ■ 実績 <table><thead><tr><th>年度</th><th>実績 (%)</th><th>目標 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>プラン策定時 (R 2～5 平均)</td><td>82.6</td><td>-</td></tr><tr><td>R 7</td><td>-</td><td>84.2</td></tr><tr><td>R 8</td><td>-</td><td>84.9</td></tr><tr><td>R 9</td><td>-</td><td>85.7</td></tr><tr><td>R 10</td><td>-</td><td>86.5</td></tr><tr><td>R 11</td><td>-</td><td>87.3</td></tr></tbody></table> R8.9 判明		年度	実績 (%)	目標 (%)	プラン策定時 (R 2～5 平均)	82.6	-	R 7	-	84.2	R 8	-	84.9	R 9	-	85.7	R 10	-	86.5	R 11	-	87.3
年度	実績 (%)	目標 (%)																				
プラン策定時 (R 2～5 平均)	82.6	-																				
R 7	-	84.2																				
R 8	-	84.9																				
R 9	-	85.7																				
R 10	-	86.5																				
R 11	-	87.3																				
主 な 取 組 と 総 合 評 価																						
《児童虐待防止対策事業＜オレンジリボンキャンペーン事業＞》 広島市と連携し、児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施し、体罰によらない子育てや児童相談所虐待対応ダイヤル（「189」）等の周知に取り組みました。 特設サイトを開設し、子育て世代などのターゲットに向けたリスティング広告の実施、各種イベントでの啓発グッズの配付、ポスター掲示などにより、体罰によらない子育てや「189」などを周知しました。																						
体罰や暴言によらない子育ての浸透には一定の期間がかかるため、継続的に取り組むことにしており、広島市と連携した児童虐待防止キャンペーン（オレンジリボンキャンペーン）を実施するなど、取組は概ね順調に進捗しています。																						

柱1 児童虐待防止対策の充実

(2) 市町の機能強化の支援

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
- 市町のネウボラ拠点が、妊娠期からすべての子育て家庭を見守り、虐待の兆候があるなど、支援が必要な家庭を把握した場合は、速やかに専門的な支援を行えるよう、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した「市町こども家庭センター」が全市町に設置されています。 - 市町こども家庭センターでは、ネウボラ拠点等でのポピュレーションアプローチによる虐待の未然防止や、リスクの兆候の早期発見・早期対応、在宅での支援を担い、県のこども家庭センターは、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力するという役割分担のもと、虐待の未然防止や重篤化の防止が図られています。 - 市町こども家庭センターの在宅支援においては、要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関のネットワークが構築され、支援の対象となる子供や家庭の状況に応じた適切な支援を提供することにより、虐待の再発防止が図られています。	18市町に市町こども家庭センターが設置され、関係機関と連携した支援が行われています。 - また、令和8年度中には残りの5市町でも設置予定です。 - 市町こども家庭センター職員の専門性向上のための研修の実施等により、市町こども家庭センターでの支援体制が強化され、県こども家庭センター等の関係機関と連携して虐待の未然防止や重篤化の防止に向け、取組が進められています。 - 市町こども家庭センターにおいて、要保護児童対策地域協議会を活用した関係機関のネットワークが構築されるとともに、要支援家庭のニーズに応じた家庭支援事業の活用等が進んでいます。

成 果 指 標

要支援家庭のうち、サポートプランが作成され、適切に支援を受けている家庭の割合

(%)

□ 目標 ■ 実績

前年度比増

R8.12 判明

23.6

4.5

0%

0%

0%

100.0

プラン策定時 (R 5)

R 7

R 8

R 9

R 10

R 11

年度	目標 (%)	実績 (%)
プラン策定時 (R 5)	4.5	4.5
R 7	23.6	23.6
R 8	0%	0%
R 9	0%	0%
R 10	0%	0%
R 11	100.0	100.0

主 な 取 組 と 総 合 評 価

《児童虐待防止対策事業》

西部こども家庭センターに設置した市町支援担当アドバイザーを市町に派遣し、市町の相談体制の強化に取り組みました。

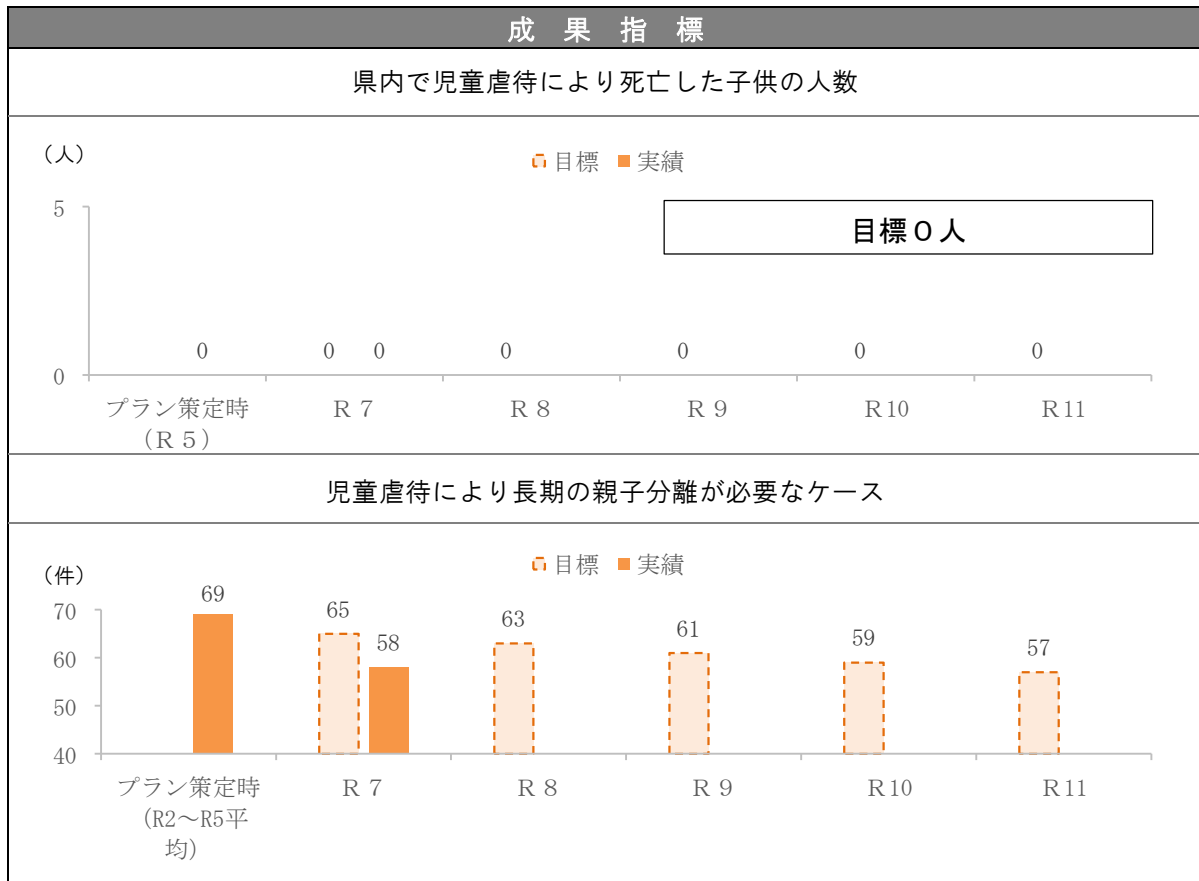
市町職員を対象に、こども家庭センターでの実習を実施しました。

令和8年度には市町こども家庭センターが全23市町で設置される見込みであるなど、取組は概ね順調に進捗しています。

柱1 児童虐待防止対策の充実

(3) 県こども家庭センターの機能強化

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
▶ 県こども家庭センターでは、市町との適切な役割分担と連携により、虐待の未然防止や早期発見・早期支援に取り組むとともに、増加する児童虐待相談に対応できるよう組織体制の強化や専門性の高い人材の確保・育成を計画的に進め、より高い専門性が求められる、緊急性や重症度の高い事案に注力しています。 ▶ 一時保護が必要な子供は、セキュリティが高く、かつプライバシーや個性に配慮された安心・安全な環境で、本人の意見・意向を尊重されながら、丁寧なアセスメントやケアを受けることができます。また、安全確保の必要性が低い子供は、開放的環境において保護を受けることができます。 ▶ 児童虐待等のため親子分離をしたケースであっても、児童福祉司や児童心理司により、家族再統合や親子関係の修復に向け、継続的な指導や支援を受けています。 ▶ また、家族再統合により、家庭復帰した子供や家庭は、市町や県こども家庭センター、児童養護施設等により継続的に見守られ、必要な支援を受けることができ、虐待の再発防止につながっています。	▶ 令和7年4月に東部こども家庭センター三原支所、同年9月には西部こども家庭センター東広島支所を設置し、組織体制を強化したほか、こども家庭庁の実施する児童相談所職員のピアサポート交流会の開催地となるなど児童相談所の人材育成・確保に向けた取組を進めています。 ▶ 一時保護が必要な子供は県内3カ所にあるセキュリティの高い一時保護所での一時保護が実施されています。また、安全確保の必要性が低い子供は、児童養護施設等への一時保護委託や一時保護専用施設等の開放的環境での一時保護が行われています。保護中の子供は、意見表明支援員の派遣や意見箱の設置等により、本人の意見・意向が尊重されながらケアを受けています。 ▶ また、圏域や地域の児童人口に対応した一時保護専用施設の設置を推進するため、施設整備を計画している児童養護施設等の設置法人と協議が進められています。 ▶ 児童虐待等のため親子分離したケースについては、児童福祉司や児童心理司による家族再統合や親子関係の修復に向けた継続的な指導や支援、親子支援プログラムの実施などにより、家庭復帰後に再虐待に陥らない子育てができるよう支援が行われています。 ▶ また、家族再統合により家庭復帰をする場合は、復帰前に市町の要保護児童対策地域協議会で関係機関が役割分担をして対応するなど、継続的な支援が行われています。



主 な 取 組 と 総 合 評 価
《こども家庭センター運営費》 令和7年度に東部こども家庭センター三原支所、西部こども家庭センター東広島支所を開設し、相談者の利便性の向上及び増加する児童虐待相談等によりきめ細やかに対応できる体制を整えました。 こども家庭センターの体制強化のため、児童福祉司・児童心理司を計画的に増員するとともに、専門性を高めるための研修を実施しました。 また、こども家庭庁が実施した児童相談所職員の採用・人材育成・定着支援事業の開催地となり、児童相談所の職員の人材定着を図るための児童相談所職員のピアサポート交流会等を実施し、児童相談所職員の人材の育成・確保に取り組みました。
成果指標の「県内で児童虐待により死亡した子供の人数」は、令和7年度も0人で、取組は順調に進捗しています。

社会的養育の充実・強化

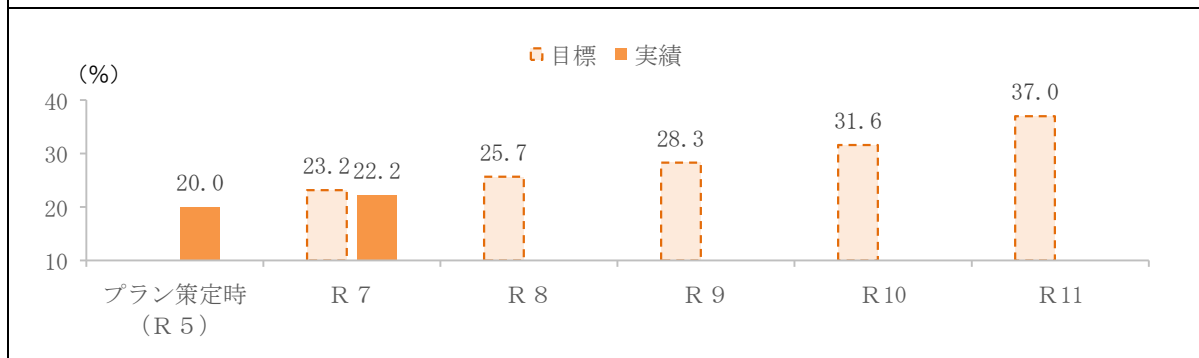
柱 2

(1) 里親委託等の推進

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
▶ 里親制度が広く県民に周知され、社会全体に里親や家庭養育の重要性への認識や理解が深まるとともに、里親として登録する人やファミリーホームが増え、様々な事情により家族と暮らすことができない子供の多くが家庭と同様の環境で養育されています ▶ 里親支援センターの設置が進み、県全域が支援対象とされ、県子ども家庭センターや市町との連携により、里親を支える環境の整備が図られており、里親の養育上の不安や負担感が軽減し、安心して子供を養育することができています。	▶ 令和 7 年度に新たに 25 世帯の里親を新規登録（広島市除く）、ファミリーホームについても新規に 1 件設置されるなど、様々な事情により家族と暮らすことができない子供の多くが家庭と同様の環境で養育される環境が整備されてきています。 ▶ 里親支援センターの令和 8 年度中の設置に向けて、広島市及び関係事業者との検討が進んでいます。

成果指標

要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率



主な取組と総合評価

《里親支援事業》

フォスティング機関による里親制度の普及イベントの実施、オンライン説明、市町と連携した啓発による効果で広島県の管轄内での新たな里親登録者は 29 世帯 52 名と大幅に増加しました。

また、ファミリーホーム設置希望者の個別相談の実施や設置に必要な費用に対する支援実施により、新たにファミリーホームが設置されました。

里親支援センターの設置に向けて、令和 8 年度に広島市と共同で設置する方向で進めています。

成果指標の「要保護児童の里親・ファミリーホームへの委託率」は、里親の高齢化等により委託可能な里親が不足していることなどによって未達成となったものの、新たな里親支援体制として、広島市、県、事業者等里親支援に関わる関係者が連携して里親支援を実施する体制の構築に向けて議論が進んでいるなど、取組は順調に進捗しています。

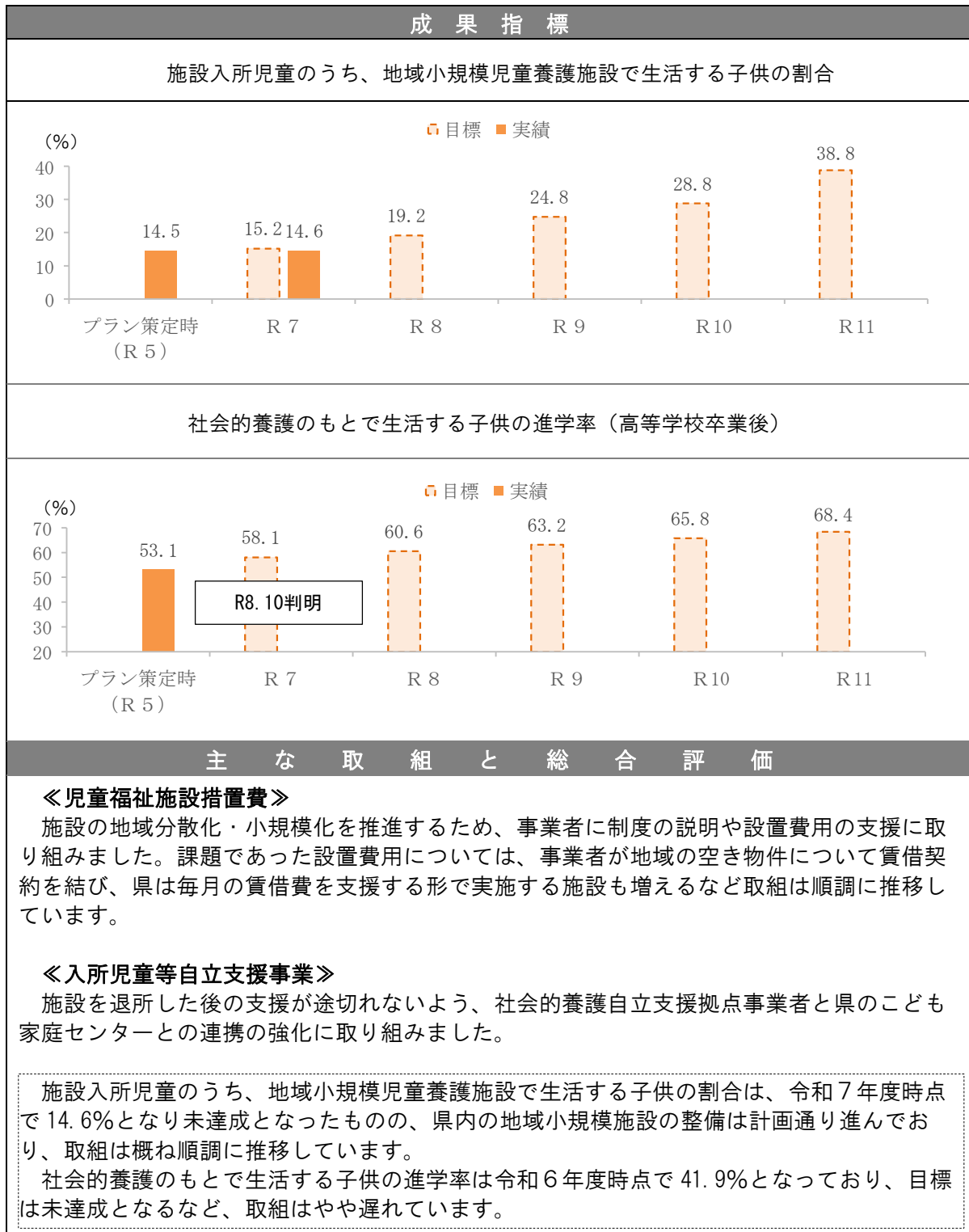
社会的養育の充実・強化

柱2

(2) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等

(3) 社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等】 ▶ 里親による養育が困難な場合であっても、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化が進められることによって、家庭的環境の充実が図られ、施設で生活する子供が、できるだけ家庭養育に近い環境で養育されています。 ▶ 乳児院や児童養護施設では、被虐待経験のある子供や発達障害のある子供、様々な障害や疾患のある子供等、特別の支援を要する子供の入所が増加する中でも、職員の専門性の向上や多機能化、児童自立支援施設等との連携体制の構築により、個々の状況に応じた適切な支援が行われ、子供たちが安心して生活できています。 ▶ また、児童養護施設等の子供の養育に関する専門性や機能が、地域における要支援家庭の支援に積極的に活用されています。 【社会的養護のもとで生活する子供の自立支援の推進】 ▶ 児童養護施設や里親等の社会的養護のもとで生活するすべての子供の権利が擁護されており、必要に応じて第三者による意見表明等の支援を受け、自らに影響を与える事柄等に自由に意見を表明することができ、意見表明権や出自、生き立ちを知る権利が保障されています。 ▶ 社会的養護の期間が終了した後も、必要に応じて、児童養護施設や里親の居宅での生活を継続しながら自立支援を受けることができ、また、施設を退所した後は、自立援助ホーム等や社会的養護自立支援拠点事業所による自立支援を受けることができます。	▶ 施設の小規模かつ地域分散化が進められており、令和8年度4月から新たに地域小規模施設が、1件設置されるなど、施設で生活する子供が出来るだけ家庭養育に近い環境で養育される環境の整備が進んでいます。 ▶ 乳児院や児童養護施設において、医療職や心理職の職員の配置による専門性の向上や多機能化が進んでいます。 ▶ 児童家庭支援センターを設置する法人等による地域支援などの取組が進んでいます。 ▶ 一時保護所2か所と県立広島学園及び児童養護施設でアドボケイトが実施されているほか、新たな取組として、子供が自らの処遇に関して、第三者の前で意見表明し、第三者が処遇に対して、助言等を行う「子供の権利擁護環境整備事業」など、子どもの権利擁護の取組が進んでいます。 ▶ 県内に社会的養護自立支援拠点事業所は2か所あり、措置解除後も施設や里親のもとで支援を受けられる児童自立生活援助事業を複数の施設や里親が実施するなど、社会的養護の期間が終了した後も自立支援を受けることができる機会が増えています。

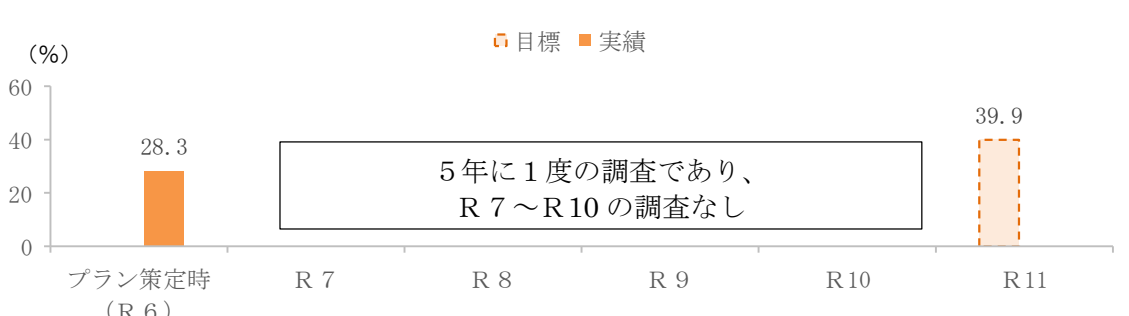
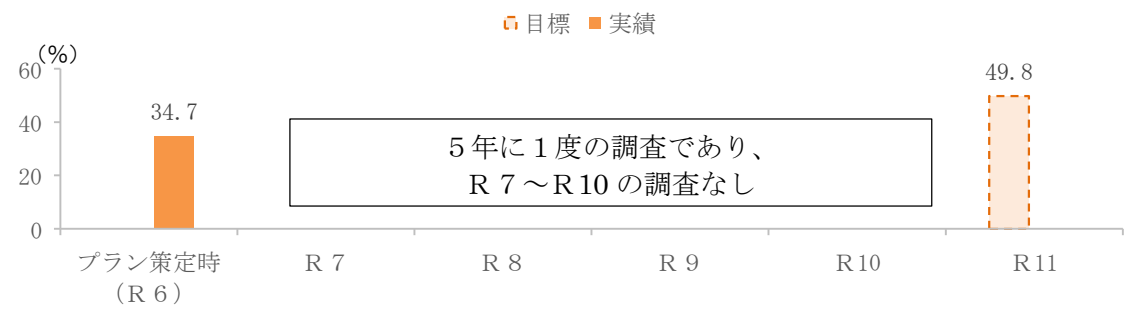
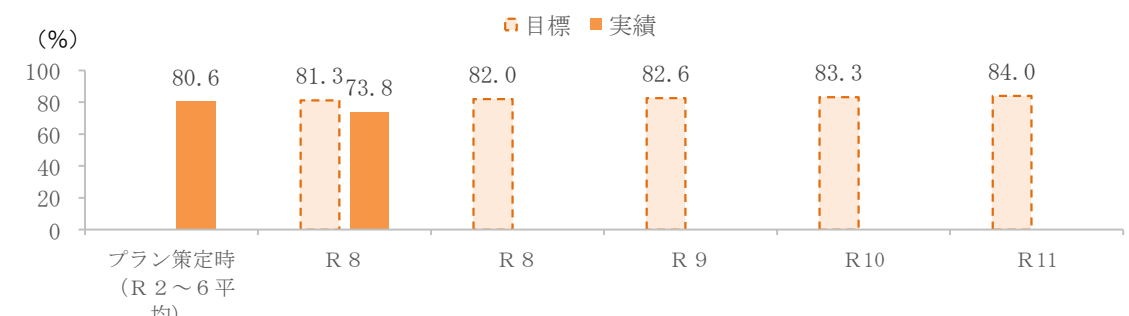


ひとり親家庭の自立支援の推進

柱3

- (1) ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実
- (2) ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
【ひとり親家庭の子育てと生活への支援の充実】 ▶ ひとり親家庭が、様々な支援制度について、いつでも情報を得ることができ、必要に応じて市町や広島県ひとり親家庭サポートセンターでの適切な支援につながるなど、地域のネットワークの中で孤立することなく生活できています。 ▶ また、離婚等を理由としてひとり親となる家庭では、離婚前から、子供の養育に関する義務として、「養育費」と「面会交流」の重要性を十分に理解し、相談員や弁護士等による専門的な相談支援により、「養育費」の支払や「面会交流」が適切に実行されています。 ▶ こうした取組により、ひとり親家庭の子育てや生活上の負担が軽減され、安心して、充実した生活を送ることができています。 【ひとり親家庭の子供の自立に向けた支援の充実】 ▶ ひとり親家庭の子供が、家庭や学校、地域等で安心して過ごせる居場所があり、生活習慣や学力等の自立に必要な力を身に付けることができています。 ▶ ひとり親家庭で育った子供が、将来の夢や目標に向けて、活用可能な支援策等の情報を得られ、他の家庭との環境の差によって将来の選択肢を自ら狭めることなく、自信を持って意欲的に取り組むことができています。	▶ 市町やひとり親家庭サポートセンター、その他の関係機関を対象とした研修会が開催され、最新の情報提供や事例検討を行うことで、支援機関同士で顔の見える関係ができ、ひとり親家庭が必要とする情報や相談支援に適切につながられるような基盤づくりができています。 ▶ また、「AI」を活用したひとり親家庭相談システムの運用によりひとり親が、必要な情報を必要なタイミングで把握できる環境ができています。 ▶ 年12回の弁護士相談や、ひとり親家庭サポートセンターによる相談支援、「離婚前後親支援講座」の開催等により、養育費・面会交流の取り決め相談の解決件数は76件となり、養育費の支払いや面会交流の取り決めの重要性の理解が進んでいます。 ▶ これらの取組により、ひとり親家庭の子育てや生活上の負担が軽減され、安心して生活ができる環境づくりが進みつつあります。 ▶ 令和7年度は10市町で学習支援に関する事業が実施可能となるなど、ひとり親家庭の子供が地域で見守られながら学習支援や生活支援が受けられる環境づくりが進んでいます。 ▶ 学習支援の場やSNS等を通じた情報提供により、ひとり親家庭の子供が、ニーズに応じた情報や適切な支援を受けられるようになっており、ひとり親家庭の子供の進学率は、令和7年度は73.8%となっています。

成 果 指 標	
養育費を受け取っている人の割合	
 (%) 目標 実績 28.3 39.9 5年に1度の調査であり、 R 7～R 10の調査なし プラン策定時 (R 6) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
面会交流を実施している人の割合	
 (%) 目標 実績 34.7 49.8 5年に1度の調査であり、 R 7～R 10の調査なし プラン策定時 (R 6) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）	
 (%) 目標 実績 80.6 81.3 73.8 82.0 82.6 83.3 84.0 プラン策定時 (R 2～6 平均) R 8 R 8 R 9 R 10 R 11	
主 な 取 組 と 総 合 評 価	
《母子家庭等自立支援事業》 広島県ひとり親サポートセンターにおいて、就業や養育費の専門相談に対応したり、離婚前後親支援講座を開催しました。 また、経済的理由や様々な背景から支援を要するひとり親家庭の児童が、地域で見守られながら学習・生活指導を受けられるよう、市町が実施する生活支援・学習支援事業に対する補助（3市）や、広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託した学習支援（6市町）を実施しました。	
成果指標の「ひとり親家庭の子供の高等教育機関への進学率（高等学校卒業後）」については未達成となっていますが、学習支援に関する事業を実施する市町は増えており、ひとり親家庭の生活支援やひとり親家庭の子供の自立支援に関する取組は、概ね順調に進捗しています。	

障害のある子供等への支援

柱 4

(1) 地域における重層的な支援体制の構築

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
▶ 県内の医療型短期入所定員の拡充（令和 5（2023）年度比約 1.4 倍）が図られ、医療的ケアを日常的に必要とする障害児とその家族は、在宅で必要なサービスを利用できない、休息できない、といった不安や負担が軽減されています。 ▶ 発達障害児及びその家族は、身近な地域で、早い段階から、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けることができます。 ▶ 地域のかかりつけ医や専門医療機関、保健・医療・福祉・教育が連携した地域ネットワーク支援体制が各市町で整備されており、発達障害児やその家族は、ライフステージを通じて、個々の特性に応じた医療や支援を早期かつ適切に、多機関の専門職から支援を受けることができます。	▶ 医療型の短期入所や障害児通所支援事業所について、人員配置や設備基準などの法的な規制、医療職等人材不足、さらには医療的ケアに対応できる看護師等の不足で、新規参入が難しい状況にあり、医療型短期入所の定員数は、62 人（目標値：87 人）に留まっています。 ▶ 児童発達支援センターが整備されている 12 市町では、障害児及びその家族が、身近な地域で、療育等に関する必要な相談支援や、専門性の高い療育・発達支援を受けています。 ▶ 地域のかかりつけ医や専門医療機関、保健・医療・福祉・教育が連携した地域ネットワーク支援体制が 14 市町で整備されており、取組が進んでいる市町においては、早期に多機関の専門職から支援を受けることができます。

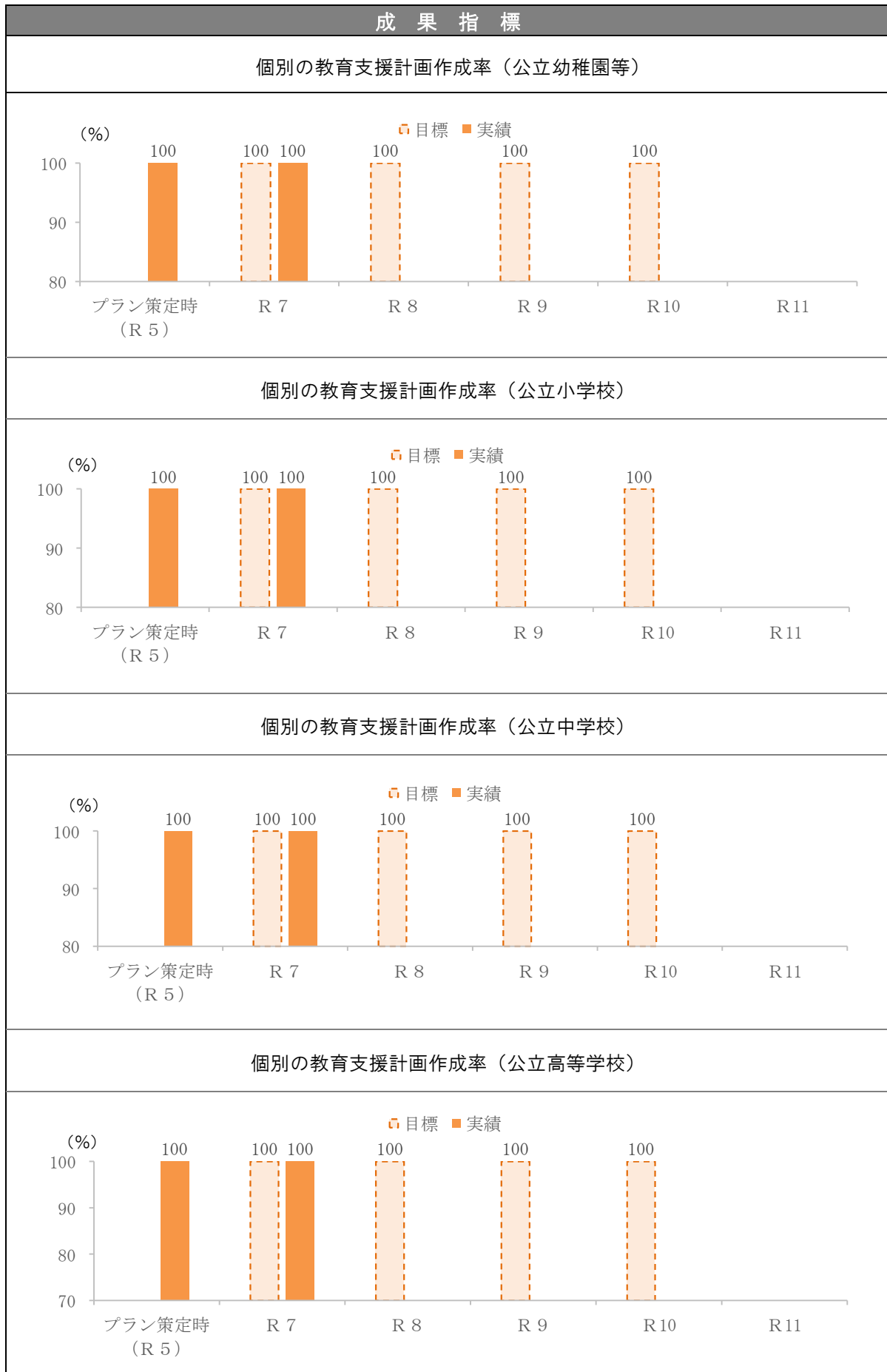
成 果 指 標																						
在宅の医療的ケア児の生活を支援する医療型短期入所定員数																						
(人) 目標 実績 <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (人)</th><th>実績 (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>プラン策定時 (R 5)</td><td>-</td><td>67</td></tr><tr><td>R 7</td><td>87</td><td>62</td></tr><tr><td>R 8</td><td>88</td><td>-</td></tr><tr><td>R 9</td><td>89</td><td>-</td></tr><tr><td>R 10</td><td>90</td><td>-</td></tr><tr><td>R 11</td><td>91</td><td>-</td></tr></tbody></table>		年度	目標 (人)	実績 (人)	プラン策定時 (R 5)	-	67	R 7	87	62	R 8	88	-	R 9	89	-	R 10	90	-	R 11	91	-
年度	目標 (人)	実績 (人)																				
プラン策定時 (R 5)	-	67																				
R 7	87	62																				
R 8	88	-																				
R 9	89	-																				
R 10	90	-																				
R 11	91	-																				
発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数																						
(市町) 目標 実績 <table><thead><tr><th>年度</th><th>目標 (市町)</th><th>実績 (市町)</th></tr></thead><tbody><tr><td>プラン策定時 (R 5)</td><td>-</td><td>8</td></tr><tr><td>R 7</td><td>11</td><td>14</td></tr><tr><td>R 8</td><td>14</td><td>-</td></tr><tr><td>R 9</td><td>17</td><td>-</td></tr><tr><td>R 10</td><td>20</td><td>-</td></tr><tr><td>R 11</td><td>23</td><td>-</td></tr></tbody></table>		年度	目標 (市町)	実績 (市町)	プラン策定時 (R 5)	-	8	R 7	11	14	R 8	14	-	R 9	17	-	R 10	20	-	R 11	23	-
年度	目標 (市町)	実績 (市町)																				
プラン策定時 (R 5)	-	8																				
R 7	11	14																				
R 8	14	-																				
R 9	17	-																				
R 10	20	-																				
R 11	23	-																				
主 な 取 組 と 総 合 評 価																						
《医療的ケア児支援センター運営事業》 医療的ケア児及びその家族等からの相談に対する支援や、相談内容に応じて、地域の活用可能な社会資源や施設等に係る情報提供を行いました。 関係機関等や当該期間の従事者への情報提供や研修を実施しました。 《発達障害地域支援体制推進事業》 地域の支援者間の連携・協力体制の構築を図るため、市町等の依頼に応じて、県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、各分野の支援者に向けての研修、地域支援マネジャーの派遣による市町の Q-SACCS 策定や策定後のフォローアップ支援に取り組みました。 また、発達障害に係る初診待機の解消に向けて、発達障害の診療医を養成するための研修を実施するとともに、圏域毎に発達障害の早期支援に繋げる地域ネットワーク構築を支援しました。 加えて、医療機関や待機者向けの調査により、初診待機における課題や要因等を整理し、長期の初診待機解消に向けた新規事業の検討を進めてきました。																						
「在宅の医療的ケア児の生活を支援する医療型短期入所定員数」は未達成となっているものの、「発達障害に係る地域ネットワーク支援体制が整備された市町数」は目標を達成しており、取組は概ね順調に進捗しています。																						

障害のある子供等への支援

柱4

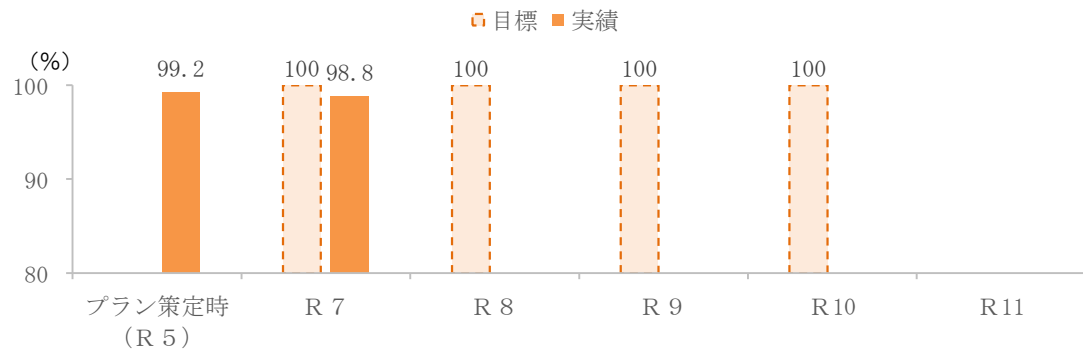
(2) 幼保・小・中・高等学校等の支援体制の整備

令和11年度の目指す姿	現在の姿（令和7年度末）
▶ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画が、特別な支援を必要とするすべての生徒等に作成され、校種間で適切に引き継がれているほか、それらの計画が教職員間及び関係機関等で共有されており、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制を整えることができています。	▶ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率が100%であり、特別な支援を必要とするすべての生徒等に作成されています。 また、個別の教育支援計画が校種間で適切に引き継がれていることを示す個別の教育支援計画の活用率についても、中学校及び高等学校において100%を達成するなど、特別な支援を必要とする生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行える体制整備が進んでいます。

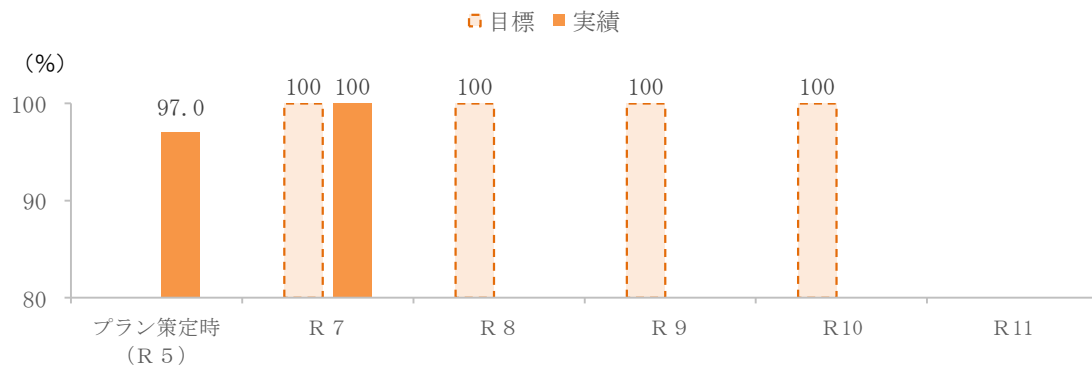


成 果 指 標

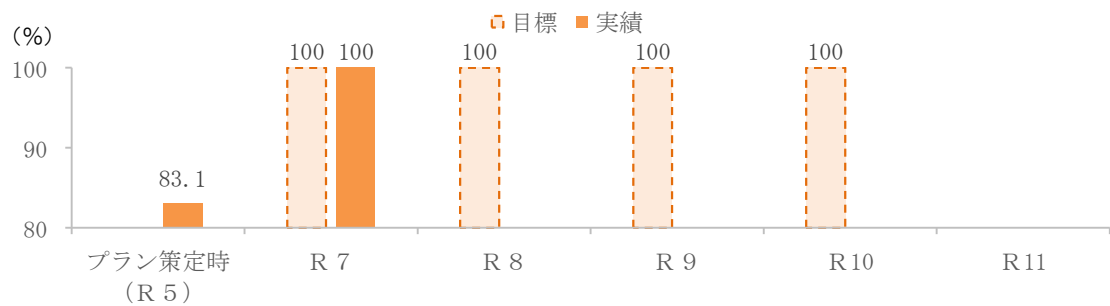
個別の教育支援計画活用率（公立小学校）



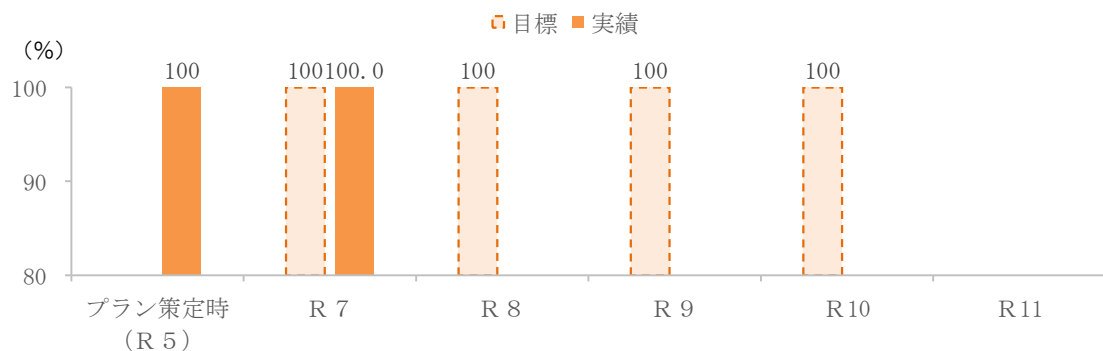
個別の教育支援計画活用率（公立中学校）



個別の教育支援計画活用率（公立高等学校）



個別の指導計画作成率（公立幼稚園等）



成 果 指 標	
個別の指導計画作成率（公立小学校）	
(%) 100 90 80 目標 ■ 実績 100 100 100 100 100 プラン策定時 (R 5) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
個別の指導計画作成率（公立中学校）	
(%) 100 90 80 目標 ■ 実績 100 100 100 100 100 プラン策定時 (R 5) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
個別の指導計画作成率（公立高等学校）	
(%) 100 90 80 目標 ■ 実績 100 100 100 100 100 プラン策定時 (R 5) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11	
主 な 取 組 と 総 合 評 価	
《特別支援教育ビジョン推進事業》 令和7年度に実施した特別支援教育に係る各研修会において、個別の教育支援計画等の作成・活用について講義・演習等を行いました。 その結果、特別支援学級に在籍している生徒等や通級による指導を受けている生徒等の他、通常の学級に在籍する生徒等のうち学校等が作成する必要があると判断した者に対する作成率は100%を維持しており、個別の教育支援計画の活用率については、中学校及び高等学校において100%となりました。	
成果指標の「個別の教育支援計画活用率（公立小学校）」は、前籍校（園）での個別の教育支援計画を引継ぐことの重要性についての周知・啓発が不十分であったことなどにより未達成となったものの、その他の指標は目標を達成しており、取組は概ね順調に進捗しています。	

障害のある子供等への支援

柱4 (3) 教員の専門性の向上

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
▶ 特別支援教育に係る通級による指導の担当教員及び特別支援学校のすべての教員並びに特別支援学級担任の 60%が特別支援学校教諭免許状を取得しており、生徒等の自立や社会参加に向けて、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握しています。	▶ 免許状保有率は特別支援教育に係る通級による指導の担当教員においては 46.9%、特別支援学級担任においては 24.3%、特別支援学校の教員においては 86.0%に留まっています。

成 果 指 標																																					
特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校 通級による指導の担当教員）																																					
(%) 目標 実績 100.0 80.0 60.0 40.0 プラン策定時 (R 5) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11 <table><tr><td>プラン策定時 (R 5)</td><td>48.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 7</td><td>88.0</td><td>46.9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 8</td><td>92.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 9</td><td>96.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 10</td><td>100.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		プラン策定時 (R 5)	48.4					R 7	88.0	46.9				R 8	92.0					R 9	96.0					R 10	100.0					R 11					
プラン策定時 (R 5)	48.4																																				
R 7	88.0	46.9																																			
R 8	92.0																																				
R 9	96.0																																				
R 10	100.0																																				
R 11																																					
特別支援学校教諭免許状保有率（小・中学校 特別支援学級担任）																																					
(%) 目標 実績 60.0 40.0 20.0 0.0 プラン策定時 (R 5) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11 <table><tr><td>プラン策定時 (R 5)</td><td>27.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 7</td><td>60.0</td><td>24.3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 8</td><td>60.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 9</td><td>60.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 10</td><td>60.0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		プラン策定時 (R 5)	27.4					R 7	60.0	24.3				R 8	60.0					R 9	60.0					R 10	60.0					R 11					
プラン策定時 (R 5)	27.4																																				
R 7	60.0	24.3																																			
R 8	60.0																																				
R 9	60.0																																				
R 10	60.0																																				
R 11																																					
特別支援学校教諭免許状保有率（特別支援学校教員）																																					
(%) 目標 実績 100 80 60 プラン策定時 (R 5) R 7 R 8 R 9 R 10 R 11 <table><tr><td>プラン策定時 (R 5)</td><td>86.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 7</td><td>100</td><td>86</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 8</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 9</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 10</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>R 11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		プラン策定時 (R 5)	86.4					R 7	100	86				R 8	100					R 9	100					R 10	100					R 11					
プラン策定時 (R 5)	86.4																																				
R 7	100	86																																			
R 8	100																																				
R 9	100																																				
R 10	100																																				
R 11																																					
主 な 取 組 と 総 合 評 価																																					
《特別支援教育ビジョン推進事業》 令和7年度広島県免許法認定講習を開催し、8科目延べ1,283人の受講者が単位を修得しました。 免許法認定講習以外にも特別支援教育に関する研修や県立特別支援学校のセンター的機能の充実を通じて、教員の専門性向上に取り組みました。																																					
各成果指標について、特別支援学校に在籍する生徒等、特別支援学級に在籍する生徒等及び通級による指導を受ける生徒等の増加に伴い教員数が増加したことなどにより未達成となっており、取組が遅れています。																																					

障害のある子供への支援

柱 4

(4) 特別支援学校における教育の充実

令和 11 年度の目指す姿	現在の姿（令和 7 年度末）
▶ 本県独自の特別支援学校技能検定の実施等、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望するすべての生徒が卒業までに特別支援学校技能検定 1 級を取得し、就職しています。	▶ 本県独自の特別支援学校技能検定の実施等、生徒の職業的自立を目指した取組を推進することにより、特別支援学校高等部に所属する就職を希望する生徒のうち、74.2%の生徒が卒業までに特別支援学校技能検定 1 級を取得し、就職しています。

